資料 No. 1

第1回 JSPO ク育発第 216 号
令和元年 10 月 23 日

都道府県体育・スポーツ協会　事務局長　様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長　根 本 光 憲

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の原案に対する意見聴取の結果について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和元年6月20日付第1回 JSPO ク育発第71号文書にてご依頼しました、標記意見聴取へのご回答にご協力をいただき誠にありがとうございました。結果について下記の通りご報告いたしますのでご参照いただければ幸いです。

当協会では、今回の意見聴取の結果も踏まえ、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「制度」という。）の原案の修正に向けた協議を所管委員会である地域スポーツクラブ育成委員会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会において進めてまいります。

貴会におかれましては、引き続きご理解とご協力をくださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、制度原案の修正案に関する説明会を令和2年2月5日（水）に開催する予定としており、詳細については改めてご連絡することを申し添えます。

記

1．同封資料

	資料名（概要）
別添①	意見聴取結果の概要と今後のスケジュールについて 意見聴取概要、意見聴取結果を踏まえた制度原案の修正に向けたポイント、今後のスケジュールを記載
別添②	主なご意見への対応の方向性 以下のご意見に対する対応の方向性を記載 ・個々の規程等において5都道府県以上の都道府県体育・スポーツ協会または都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会から同類の回答があったご意見 ・複数の規程等にまたがって同類の回答があったご意見
別添③	制度原案（諸規程等）の変更・修正に向けた対応状況 ご意見を踏まえた条文の変更・修正に向けた対応状況について、条文ごとに記載

◎各都道府県からの回答内容全文を以下 URL よりご覧いただけます。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/club_toroku_iken2019.pdf

2．補足

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会には、別途、同様の形式（内容）でご報告しておりますことを申し添えます。

◇本件に関する問合せ先◇
地域スポーツ推進部 クラブ育成課
課長 加藤 弘和／課長補佐 小澤 大樹
TEL:03-6910-5815 FAX:03-6910-5820

第1回 JSPO ク育発第 217 号
令和元年 10 月 23 日

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会　代表者　様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長　根本光憲

公益財団法人日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
幹事長　伊端隆康

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の原案に対する意見聴取の結果について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和元年 6 月 20 日付第 1 回 JSPO ク育発第 72 号文書にてご依頼しました、標記意見聴取へのご回答にご協力をいただき誠にありがとうございました。結果について下記の通りご報告いたしますのでご参照いただければ幸いです。

当協会では、今回の意見聴取の結果も踏まえ、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「制度」という。）の原案の修正に向けた協議を所管委員会である地域スポーツクラブ育成委員会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会において進めてまいります。

貴会におかれましては、引き続きご理解とご協力をくださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、制度原案の修正案に関する説明会を令和 2 年 2 月 5 日（水）に開催する予定としており、詳細については改めてご連絡することを申し添えます。

記

1．同封資料

	資料名（概要）
別添①	意見聴取結果の概要と今後のスケジュールについて 意見聴取概要、意見聴取結果を踏まえた制度原案の修正に向けたポイント、今後のスケジュールを記載
別添②	主なご意見への対応の方向性 以下のご意見に対する対応の方向性を記載 ・個々の規程等において 5 都道府県以上の都道府県体育・スポーツ協会または都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会から同類の回答があったご意見 ・複数の規程等にまたがって同類の回答があったご意見
別添③	制度原案（諸規程等）の変更・修正に向けた対応状況 ご意見を踏まえた条文の変更・修正に向けた対応状況について、条文ごとに記載

◎各都道府県からの回答内容全文を以下 URL よりご覧いただけます。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/club_toroku_iken2019.pdf

２．補足

都道府県体育・スポーツ協会には、別途、同様の形式（内容）でご報告しておりますことを申し添えます。

◇本件に関する問合せ先◇
地域スポーツ推進部　クラブ育成課
課長　加藤　弘和／課長補佐　小澤　大樹
TEL:03-6910-5815　FAX:03-6910-5820

別添①

令和元年 10 月 23 日　日本スポーツ協会

意見聴取結果の概要と今後のスケジュールについて

1. 意見聴取概要

(1) 目的

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）登録・認証制度の創設に向けて、日本スポーツ協会が取りまとめた総合型クラブ登録・認証制度の原案（以下「原案」という。）に対して、制度の運用を担う都道府県体育・スポーツ協会(以下「都道府県体協」という。)と都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)から意見をいただき、その結果を原案に反映させるために実施した。

(2) 対象団体

47 都道府県体協及び 47 都道府県協議会

(3) 回答期間・方法

①回答期間　令和元年 6 月 20 日～8 月 9 日

②回答数　　全ての都道府県体協及び都道府県協議会が文書にて回答

2. 意見聴取結果を踏まえた制度原案の修正に向けた主なポイント（別添②及び別添③参照）

(1) 都道府県協議会規程は策定しない方向で検討する

・都道府県体協が都道府県協議会を設置する前提であれば、都道府県協議会規程を策定する必要性は高くないことから、当該規程は策定しない方向で検討

(2) 制度導入時における都道府県体協の事務の負担軽減に配慮する

・制度導入後一定期間は審査を簡略化（形式審査とする等）することの検討等

(3) 多くのクラブが登録申請を行えるよう、制度導入時における制度の弾力的な運用に配慮する

・制度導入後一定期間は審査を簡略化（形式審査とする等）することの検討等（前出）

3. 今後のスケジュール （予定）

期日		会議等	内容
令和元年	10 月～12 月	ブロック別クラブネットワークアクション	修正の方向性の説明
	12 月 20 日(金)	第 3 回地域スポーツクラブ育成委員会	修正案の協議
令和 2 年	1 月下旬	第 3 回総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会	
	2 月 5 日(水)	説明会の開催 ・対象：都道府県体協、都道府県協議会、都道府県行政 ・会場：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都新宿区)	修正案の説明
	2 月 26 日(水)	総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会	修正案の承認 (制度の策定)
	3 月 3 日(火)	第 4 回地域スポーツクラブ育成委員会	
	3 月 6 日(金)	第 6 回理事会	

令和元年 10 月 23 日
日本スポーツ協会

別添② 主なご意見への対応の方向性

＜凡例＞
都道府県体協……都道府県体育・スポーツ協会
全国協議会……総合型地域スポーツクラブ全国協議会
都道府県協議会…都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

Ⅰ．個々の規程等において 5 都道府県以上の都道府県体協または都道府県協議会から同類の回答があったご意見

規程名	意見内容	都道府県体協	都道府県協議会	対応	原案の変更・修正
基本規程	1. 都道府県協議会の設置について				
	都道府県体協が都道府県協議会を設置することとなっているが、現状は別組織であり、難しい。	9	7	日本スポーツ協会としては、日本スポーツ協会の加盟団体である都道府県体協が設置した都道府県協議会が、都道府県レベルで登録・認証制度の運用を担う主体となることが、スポーツ団体ガバナンスコードへの適切な対応を始め、制度のガバナンスが確保される前提となると考えております。 また、学校運動部活動の地域への移行等も見据え、将来的に総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度を統合する必要性を打ち出しており、その際に都道府県体協との連携が不可欠であると考えております。 何卒原案に対するご理解を賜りますようお願いいたします。	―
	2. 都道府県協議会からの代表委員の選出について				
	都道府県協議会の幹事長又は副幹事長の中から 1 名を選出することとなっているが、現状通り、両役職以外の者からの選出も認めて欲しい。	5	6	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。	○
都道府県協議会規程	3. 市区町村協議会を統括することについて			都道府県体協が都道府県協議会を設置する前提であれば、都道府県協議会規程を策定する必要性は高くないことから、当該規程は策定しない方向で検討するとともに、都道府県協議会が定める諸規程（ひな形）は、あくまで参考例としてご活用いただく方向で検討します。	
	都道府県協議会が市区町村協議会を統括することとなっているが、それは困難である。 ・そもそも市区町村単位での協議会が存在しない、又は今後も設置される見込みがない。 ・市区町村単位でなく地区別に協議会を設けている。	10	4		○
	4. 都道府県協議会が全国協議会へ提出する書類（収支予算書等）の提出期限について				
	書類提出期限を延長できないか。	2	9		○
	5. 都道府県協議会が全国協議会へ収支予算書等を毎年提出することについて				
	都道府県協議会が都道府県体協の内部組織であれば、書類の提出不要ではないか（もしくは簡略化して欲しい）。	6	5		○
登録規程	6. 登録有効期間について				
	登録有効期間が 1 年となっているが、事務処理の煩雑さを考慮し、複数年の有効期間として欲しい。	10	13	単年度の更新を前提としつつ、更新手続の簡素化等ができないか検討します。	○
	7. 都道府県協議会登録規程を改定する際の全国協議会への事前提出について				
	提出期限を改定施行の前々年度までとしているが、早すぎるので前年度等として欲しい。	7	2	ご意見を踏まえ、都道府県協議会登録規程案の事前提出は不要とする方向で検討します。ただし、各都道府県協議会が定める独自基準及び独自運用ルールの事前確認は必要であることから、予め全国協議会が用意した様式を基に、都道府県協議会が前年度(詳細期限未定)に独自基準及び独自運用ルールを全国協議会へ提出いただく方向で検討します。	○
	8. 登録料の金額について				
	登録料を 5,000 円としているが、減額（又は無料）にして欲しい。	11	6	当該意見を踏まえた第 2 回全国協議会常任幹事会（令和元年 9 月 26 日開催）における協議では、「全国協議会は、登録クラブが登録料を出し合うことにより構成する、いわゆるメンバーシップによる組織として確立することが理想であり、原案の金額にて取り進めることが妥当である」旨の見解で共通理解がなされたことから、原案通りとすることでご理解を賜りますようお願いいたします。	―
登録基準細則	9. 多世代の年齢区分について			登録規程（及び当該規程に基づく登録基準細則、登録審査細則、登録認定細則、登録更新細則、処分細則）の運用開始について、例えば 2 年間（令和 4 年度まで）は移行期間として、形式審査（申請書類の内容は審査しない）による仮登録とし、基準に満たないクラブにも対応できるようにすることなども検討します。	
	多世代の A～C の区分を細分化や、年齢区分の見直しをしたほうがよいのではないか。	3	6	ご意見を踏まえ、対応を検討します。	○
	10. 適切なスポーツ指導者を配置することについて				
	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格に限定しているが、日本スポーツ協会以外の資格も認めて欲しい。	7	5	ご意見を踏まえ、今後対応を検討します。 （本件の対応については、他団体との調整も必要となり、一定の時間を要するものであることから、当該基準は「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。」としております。）	制度整備後に検討
	11. 地域住民が主体的に運営していることについて				
	「意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村の住民である」の基準を緩和しても良いのではないか。	6	4	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。	○

登録審査細則	12. 実地審査の実施について				
	登録審査として書類審査及び実地審査を行うこととしているが、実地審査は必要に応じて行うとの記載へ変更して欲しい。	7	7	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。	○
登録更新審査細則	13. 毎年更新手続が必要なことについて				
	事務手続の煩雑さを考慮し、更新手続は複数年ごととして欲しい。	10	10	6と同様	○
	14. 登録手続のシステム化について				
	申請書類の簡略化や登録システムを構築し、クラブがウェブ上で手続きできるようにすることはできないか。	3	5	6と同様	○
	15. 実地審査の実施について				
	登録更新審査として書類審査及び実地審査を行うこととしているが、実地審査は必要に応じて行うとの記載へ変更して欲しい。	5	5	12 と同様	○

Ⅱ.複数の規程等にまたがって同類の回答があったご意見

規程名	意見内容	都道府県体協	都道府県協議会	対応	原案の変更・修正
	1. 都道府県協議会のみへの登録について				
–	都道府県協議会への登録のみとし、全国協議会には登録しないことも認めて欲しい。	–	–	今回の登録・認証制度は、都道府県協議会を通じて全国協議会に登録することを前提としていますので、何卒原案に対するご理解を賜りますようお願いいたします。 登録基準に満たないクラブ、もしくは登録申請しないクラブへの対応は、都道府県協議会毎に考えが様々だと認識しております。 本件については、当該都道府県内の総合型クラブに対する現状の各支援主体（行政、体育・スポーツ協会、連絡協議会等）において、対応について協議いただく必要があるものと考えております。	—

令和元年10月23日
日本スポーツ協会

別添③

制度の原案（諸規程等）の変更・修正に向けた対応状況

○いただいたご意見のうち、条文の変更・修正に向けて対応が可能と思われるご意見を読みやすいよう一部加工した上で記載しております。
○B、C、Dについて、万が一ご意見の意図が、この分類に沿わない場合は令和元年11月15日（金）までにその旨日本スポーツ協会クラブ育成課までご指摘ください。

＜項目B,C,D,Eにおける凡例＞
都道府県体協……都道府県体育・スポーツ協会
都道府県協議会…都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
全国協議会……総合型地域スポーツクラブ全国協議会
＊……他の条文の対応にあわせた対応又は、各種会議（地域スポーツクラブ育成員会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会）の協議内容を踏まえた対応

1．総合型地域スポーツクラブ全国協議会　基本規程

		A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1章	第1条	本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。				
	第2条	全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。				
	第3条	全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。 2．全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等※が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。 3．都道府県協議会に関しては、別に定める。	第3項は都道府県が定めるものであると考えられるため、削除した方がよいのではないか。	北海道		今回、「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程(案)」に対していただいたご意見を踏まえ、当該規程の策定を行わない方向で検討します。このため、当該規程の策定を行わないこととした場合は、本条第3項を削除します。
			規程の中に「※」を使用するのは適切ではないのではないか。	佐賀県		文中の「加盟都道府県体育・スポーツ協会等※」を「都道府県体育・スポーツ協会」へ変更します。
第2章	第4条	全国協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）都道府県協議会並びに本会加盟団体等との連携 （8）そのほか目的達成に必要な事業				
第3章	第5条	全国協議会への加入は、登録をもって行う。 2．登録に関しては、別に定める。				
	第6条	全国協議会は、前条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該クラブからの申出により、その活動内容の特徴等を踏まえ、タイプ別の認証を行うことができる。 2．タイプ別の認証に関しては、別に定める。				
第4章	第7条	全国協議会に、次の役員を置く。 （1）幹事長1名 （2）副幹事長3名以内 （3）常任幹事12名以上18名以内 （4）代表委員47名以内				
	第8条	代表委員は、都道府県協議会が、その幹事長又は副幹事長の中から1名を選出する。	代表委員選出にあたり、都道府県協議会の役職を限定する必要はないのではないか。	山形県、福島県、千葉県、岐阜県、鳥取県	福島県、千葉県、山梨県、岐阜県、福岡県、佐賀県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
	第9条	幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2．幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。	代表者の選出方法は明記してあるが、幹事長の選出方法が不明確ではないか。		沖縄県	ご意見を踏まえ、対応を検討します。
	第10条	副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2．副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。				＊第9条に対するご意見を踏まえた対応にあわせ、対処します。

		A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
	第11条	常任幹事は、総会において、代表委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。 2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任幹事を委嘱することができる。				＊第9条に対するご意見を踏まえた対応にあわせ、対処します。
	第12条	役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。				
	第13条	幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。				
	第14条	常任幹事及び代表委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	代表委員の職務内容を規定せずに解任規定を設置すべきではないのではないか。	北海道		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
			幹事長・副幹事長の解任についても定めたほうがよいのではないか。	新潟県		第9条に対するご意見を踏まえた対応にあわせ、対処します。
第5章	第15条	総会は、第7条に定める役員をもって構成する。				
	第16条	総会は、次の事項について決議する。 (1)幹事長及び副幹事長の推挙 (2)常任幹事の選出及び解任 (3)代表委員の解任 (4)事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	代表委員の職務内容を規定せずに解任規定を設置すべきではないのではないか。	北海道		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
	第17条	総会は、毎年1回開催する。				＊開催回数は「1回以上開催する」等、変更を前提に検討します。
	第18条	総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は代表委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。				
	第19条	総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する都道府県協議会の役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。				
	第20条	総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び代表委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。				
第6章	第21条	常任幹事会は、第7条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。				
	第22条	常任幹事会は、次の事項について決議する。 (1)全国協議会の業務執行の決定 (2)常任幹事の職務執行の監督 (3)専門部会の設置 (4)専門部会の部会長及び部会員の選任・解任 (5)その他、全国協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項	幹事長・副幹事長の業務執行監督権について定めたほうがよいのではないか。	新潟県		第9条に対するご意見を踏まえた対応にあわせ、対処します。
	第23条	常任幹事会は、年に4回開催する。	年4回開催は多いのではないか。	愛媛県、佐賀県		ご意見を踏まえ、「原則として年3回以上開催する」等、変更を前提に検討します。
	第24条	常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。				

		A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
	第25条	常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。 2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。				
	第26条	常任幹事会の決議は、特別の定めがない限り、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。				
第7章	第27条	全国協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。				
	第28条	専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、全国協議会役員、都道府県協議会役員又は全国協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。				
	第29条	専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。				
	第30条	専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。				
	第31条	本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。				
第8章	第32条	全国協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、当協会の定款の定めるところにより処理する。	「当協会」を「本会」にしたほうがよいのではないか。	千葉県、佐賀県		ご意見を踏まえ、「本会」へ修正します。
第9章	第33条	全国協議会の事務は、本会事務局において処理する。				
	第34条	本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。				
第10章	第35条	本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。				＊附則2の対応にあわせ「本会理事会」を「本会地域スポーツクラブ育成委員会」へ変更することを前提に検討します。
	附則1	本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				
	附則2	この規程の施行と同時に平成30年4月1日施行の地域スポーツクラブ育成専門委員会規程は、これを廃止する。				＊制度が安定して運用できるまでの間は、引き続き地域スポーツクラブ育成委員会を設置することを検討します。当該委員会が引き続き設置される場合は、附則2を削除します。

「地域スポーツクラブ育成専門委員会」は「地域スポーツクラブ育成委員会」に名称変更しました。
（令和元年7月17日付け）

2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本規程は、基本規程第3条第3項に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）に関して、必要な事項を定める。	都道府県体協が都道府県協議会を設置することになっているが、都道府県協議会は都道府県体協から独立した組織として運営されており、都道府県体協の内部に設置することは難しい。	神奈川県、滋賀県、宮崎県		都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見を踏まえ、本規程の策定は行わない方向で検討します。
第2条	都道府県協議会は、各都道府県における総合型クラブ間の情報共有や交流等を行い、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の趣旨に賛同する団体とする。	都道府県協議会のみに登録したいクラブの扱いはどうなるのか。	栃木県、佐賀県	長野県	
第3条	都道府県協議会は、次の機関を保有しなければならない。 （1）議決機関 （2）執行機関 2. 都道府県協議会が前項に定める機関の下に各種部会等を設置する場合で、既に全国協議会に当該各種部会等の設置目的に類似する専門部会が設置されている場合は、当該各種部会等は全国協議会の専門部会に準じた組織及び機能を有するものとする。 3. 都道府県協議会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。 4. 都道府県協議会は、各都道府県における市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）を統括するものとする。 5. 市区町村協議会に関する規定等は、当該市区町村協議会の属する都道府県協議会が別に定めるものとする。	第3項「県」の表記を義務付けているが、都道府県が特定できれば良いのではないか。	埼玉県、岐阜県	埼玉県、大分県	
		第4、5項で定める市区町村総合型地域スポーツクラブ協議会は、設立されていない市区町村が多く、必要に応じて対応する規程でよいのではないか。または、地区（域内）などの対象範囲もあり得るのではないか。	山形県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、京都府、愛媛県、佐賀県、宮崎県	福島県、埼玉県、千葉県、福岡県	
		市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に関する規程等は、市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等が別に定めることで良いのではないか。	神奈川県、愛媛県	埼玉県、新潟県、大分県	
		総合型地域スポーツクラブを統括する組織が明記されていない。 ⇒（案）「都道府県協議会は、各都道府県における市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び総合型地域スポーツクラブを統括するものとする。」	岐阜県		
		議決機関と執行機関については、各都道府県の運用方法に任せた方が良いのではないか。（保有機関の簡素化）	愛媛県、宮崎県	千葉県	
第4条	都道府県協議会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。 （1）協議会基本規程 （2）事業計画書 （3）収支予算書 （4）役員の名簿及び業務分担表 （5）（2）及び（3）を議決した執行機関及び議決機関の議事録 2. 都道府県協議会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。 （1）事業報告書 （2）財務諸表及び収支計算書 （3）（1）及び（2）を議決した執行機関及び議決機関の議事録	書類提出期限を延長できないか。	山形県、福井県	宮城県、山形県、埼玉県、千葉県、福井県、奈良県、山口県、徳島県、高知県	
		都道府県体協の内部組織であるならば、提出書類は簡略化できるのではないか。	栃木県、静岡県、三重県、愛媛県、佐賀県、沖縄県	栃木県、長野県、三重県、奈良県、大分県	
		都道府県協議会基本規程については、事務簡素化のため、毎年ではなく、変更があった場合のみで良いのではないか。	新潟県		
		第1項、第2項の届出期間は統一できるのではないか。	沖縄県	千葉県	
第5条	本規程は、全国協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の承認を受けて変更することができる。				
その他		都道府県協議会については、都道府県体協が、定款等に基づき理事会の議決により規定するものであり、全国協議会で定める必要はない。	北海道、愛媛県		

3.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録規程

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。				
第2条	登録は、基本規程第2条にのっとり、全国協議会に加入することを目的として行うものとする。	「全国協議会に加入することを」とあるが、主語が見当たらないのではないか。	佐賀県		ご意見を踏まえ、対応を検討します。
第3条	登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。				
第4条	都道府県体育・スポーツ協会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	登録基準の策定や登録認定については、都道府県協議会が行うこととなっていることから、登録審査についても同様に都道府県協議会が担うことが自然ではないか。	和歌山県、佐賀県	埼玉県	都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見を踏まえ、都道府県協議会がと登録審査を行うこととするよう、変更を前提に検討します。
		「都道府県体育・スポーツ協会」と記載があるが「都道府県協議会」ではないか。	埼玉県、静岡県		
第5条	全国協議会及び都道府県協議会は、前条に定める登録審査において、全国協議会及び都道府県協議会が別に定める登録基準を満たしていると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。登録認定については、別に定める。	登録先は全国協議会であることから、登録認証も全国協議会のみとすべきではないか。	北海道、静岡県	奈良県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		「登録認定については、別に定める。」は第2項として規定すべきではないか。	鳥取県		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
第6条	登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末までとする。	公認スポーツ指導者同様10/1、又は11/1日など、日付を定めて1年間とするのはどうか。	神奈川県		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		登録の有効期間をさかのぼり、4/1～3/末日としてはどうか。	神奈川県、岐阜県、佐賀県		
		毎年更新は負担が大きいため、登録の有効期間は複数年がよいのではないか。	青森県、山形県、福井県、静岡県、岐阜県、京都府、和歌山県、鳥取県、山口県、長崎県	宮城県、山形県、山梨県、長野県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、大分県	単年度の更新を前提としつつ、ご意見を踏まえ、更新手続きの簡素化等ができないか検討します。
第7条	登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	毎年の更新審査は事務量軽減のため自動更新にできないか。	宮崎県		単年度の更新を前提としつつ、ご意見を踏まえ、更新手続きの簡素化等ができないか検討します。
		登録更新審査の簡易化が必要。事務専従者がいないクラブには厳しい。		佐賀県	
第8条	都道府県協議会は、本規程に基づく当該都道府県協議会の登録規程（以下「都道府県協議会登録規程」という。）を策定するものとする。 2. 前項に定める都道府県協議会登録規程の策定は、次の各号に掲げる手続を経なければならない。 （1）都道府県協議会登録規程案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。 （2）都道府県協議会登録規程を改定する場合は、原則として改定施行前々年度までに改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。	都道府県協議会登録規程の改定手続きを改定試行前々年度から、前年度等へ緩和したほうがよいのではないか。	東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛媛県、長崎県、沖縄県	東京都、沖縄県	ご意見を踏まえ、都道府県協議会登録規程案の事前提出は不要とする方向で検討します。ただし、各都道府県協議会が定める独自基準及び独自運用ルールの事前確認は必要であることから、予め全国協議会が用意した様式を基に、都道府県協議会が前年度(詳細期限未定)に独自基準及び独自運用ルールを全国協議会へ提出いただく方向で検討します。
		都道府県協議会の登録規程の策定・改定は、全国協議会での承認ではなく、都道府県協議会で決定すればよいのではないか。	神奈川県、静岡県、滋賀県、沖縄県		
		登録規程は全国協議会におけるものだけとするのがよいのではないか。	静岡県		
第9条	登録クラブは、次の権利を有する。 （1）所在地の都道府県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会及び都道府県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	(1)の施策の関与は削除（又は表現の変更）したほうがよいのではないか。	北海道、愛媛県、佐賀県		ご意見を踏まえ、対応を検討します。

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第10条	登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。 (1)規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。 (2)事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。 (3)登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。 (4)関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。 (5)暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。 (6)スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。 (7)役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。 (8)具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。				
第11条	登録クラブは、全国協議会及び都道府県協議会それぞれが定める登録料を納めるものとする。 2. 前項に定める全国協議会の登録料は1クラブにつき5，000円とする。 3. 都道府県協議会は、都道府県協議会登録規程において登録料の徴収について定めるものとする。 当該登録料とは、既に当該都道府県協議会が徴収している加入料等を含むものとする。	登録料5,000円が1年間の登録に必要な費用であることが読み取りにくいため、「年額5,000円」や「5,000円／年」と表記してはどうか。	兵庫県	新潟県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
第12条	全国協議会常任幹事会は、登録クラブが、第10条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。 2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。				
第13条	本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	個人情報の取扱いは、どのように定めるのか。		奈良県	＜対応検討中＞
第14条	本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。				
第15条	本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。				
附則1	本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				

4.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録基準細則

<table>
<tr><th></th><th>A.条文</th><th>B.意見(一部要約・加筆)</th><th>C.都道府県体協</th><th>D.都道府県協議会</th><th>E.対応</th></tr>
<tr><td>第1条</td><td>本細則は、登録規程第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第2条</td><td>登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。
<table>
<tr><th>分類</th><th>個別基準</th></tr>
<tr><td>（1）活動実態に関する基準</td><td>①多種目（複数種目）を実施している。</td></tr>
<tr><td></td><td>②多世代（複数世代）を対象としている。</td></tr>
<tr><td></td><td>③適切なスポーツ指導者を配置している。</td></tr>
<tr><td></td><td>④安全管理体制を整備している。</td></tr>
<tr><td>（2）運営形態に関する基準</td><td>⑤地域住民が主体的に運営している。</td></tr>
<tr><td>（3）ガバナンスに関する基準</td><td>⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</td></tr>
<tr><td></td><td>⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。</td></tr>
</table>
※意思決定とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第3条</td><td>都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて定めることができる。
なお、都道府県協議会が定める基本基準の運用ルールは、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞
<table>
<tr><th colspan="2">基本基準</th><th rowspan="2">必ず満たすべき運用ルール</th></tr>
<tr><th>分類</th><th>個別基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">（1）活動実態に関する基準</td><td>①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。</td><td>・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。</td></tr>
<tr><td>②多世代（複数世代）を対象としている。</td><td>・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③適切なスポーツ指導者を配置している。</td><td>・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3</td></tr>
<tr><td>・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3</td></tr>
<tr><td>④安全管理体制を整備している。</td><td>・緊急連絡体制を整備している。※4</td></tr>
</table></td><td>「②多世代（複数世代）を対象としている。」について、A～Cの区分をさらに細分化するなど年齢区分の見直しをしたほうがよいのではないか。</td><td>青森県、福島県、長崎県</td><td>福島県、愛知県、京都府、山口県、愛媛県、長崎県</td><td>ご意見を踏まえ、対応を検討します。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>「③適切なスポーツ指導者を配置している。」について、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格に限定しているが、日本スポーツ協会以外の資格も認めて欲しい。</td><td>山形県、滋賀県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、熊本県</td><td>北海道、岐阜県、滋賀県、岡山県、熊本県</td><td>ご意見を踏まえ、今後対応を検討します。
（本件の対応については、他団体との調整も必要となり、一定の時間を要するものであることから、当該基準は「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。」としております。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>「⑤地域住民が主体的に運営している。」について、「意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村の住民である」の基準を緩和してもよいのではないか。
（クラブの活動範囲が複数市町村にまたがる場合、在勤者がクラブ運営に携わること等もあるため。）</td><td>千葉県、愛知県、静岡県、京都府、岐阜県、佐賀県</td><td>群馬県、愛知県、岐阜県、京都府</td><td>ご意見を踏まえ、変更を前提に対応を検討します。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>「※1」について、定期的なスポーツ活動の年間の開催回数を緩和することはできないか。</td><td>福井県、島根県、佐賀県</td><td>山形県、群馬県、福井県、山口県</td><td>ご意見を踏まえ、変更を前提に対応を検討します。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>「※3」について、移行措置期間を明確にしたほうがよいのではないか。</td><td>北海道、神奈川県、滋賀県</td><td></td><td>ご意見を踏まえ、対応を検討します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>A.条文</th><th>B.意見(一部要約・加筆)</th><th>C.都道府県体協</th><th>D.都道府県協議会</th><th>E.対応</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>（2）運営形態に関する基準</td><td>⑤地域住民が主体的に運営している。</td><td>・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・非営利組織である。※6</td></tr>
<tr><td>（3）ガバナンスに関する基準</td><td>⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</td><td>・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。</td></tr>
<tr><td></td><td>⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</td><td>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。</td></tr>
</table>
※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第4条</td><td>都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準に加え、その他の個別基準（都道府県協議会独自基準）を設けることができる。
なお、都道府県協議会独自基準は、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第5条</td><td>本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>附則1</td><td>本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

5.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録審査細則

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本細則は、登録規程第4条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	「都道府県体育・スポーツ協会」ではなく、「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の方がよいのではないか。	埼玉県、静岡県、佐賀県	埼玉県	都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見を踏まえ、都道府県協議会が登録審査を行うこととするよう、変更を前提に検討します。
第2条	都道府県体協は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	「都道府県体育・スポーツ協会」ではなく、「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の方がよいのではないか。	山形県、静岡県		
第3条	登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県体協の会長が委嘱する。 ①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）	「都道府県体協担当者」、「都道府県協議会担当者」を「役員又は担当者」等とし、担当者以外を含まないと「都道府県体協担当者」が「都道府県協議会担当者」を担っている場合は、重複してしまうのではないか。	茨城県、神奈川県、新潟県、福井県	茨城県、福井県、山口県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		都道府県によっては、理事長が業務執行代表理事となっているため、委員長及び委員の委嘱者は、都道府県体協の代表者とすることはできないか。	千葉県、東京都		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
第4条	登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。				
第5条	登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。				
第6条	登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。				
第7条	登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.その他都道府県協議会が定める提出物 3. 実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。	実地審査は行わなくてもよい、または必要に応じて実施するとの記載へ変更することはできないか。	北海道、青森県、埼玉県、東京都、神奈川県、山口県、愛媛県	山形県、埼玉県、東京都、愛知県、山口県、香川県、佐賀県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		申請書類⑥は新規創設クラブは提出が難しいのではないか。	山形県		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		実地審査に関わる登録審査委員2名以上というのは、委員にとって非常に負担が大きいため、「登録審査委員含む2名以上」とすることはできないか。	埼玉県	福井県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
第8条	登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。	都道府県体協と都道府県協議会は所在は同じものとして整備することから「都道府県体協及び」を削除したほうがよいのではないか。	京都府	奈良県	都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見及び第1条・第2条の変更結果を踏まえ、都道府県体協を削除することを前提に検討します。
第9条	本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。				
附則1	本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				
附則2	令和元年度時点で、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で第7条第3項に定める実地審査を省略することができる。	年度を令和元年度から令和2年度交付時点に変更したほうがよいのではないか。	山形県		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
		実地審査は必要に応じて行うとの記載へ変更することはできないか。	埼玉県、神奈川県、佐賀県		

6.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録認定細則

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本細則は、登録規程第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。				
第2条	都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。登録認定リストの様式については、別に定める。	登録認定リストの様式を作成して欲しい。	滋賀県、和歌山県		ご意見を踏まえ、作成いたします。
第3条	都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、全国協議会に提出する。				
第4条	全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。 ２．全国協議会は、前項の手続が完了した旨を10月末日までに都道府県協議会に通知する。				
第5条	都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を納付したクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。 ２．都道府県協議会は、前項により認定証を発行したクラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付するとともに、認定証の発行有無を追記した登録認定リストを全国協議会へ提出する。	第2項では再度、登録認定リストを提出させる必要がないのではないか。	和歌山県、愛媛県	奈良県	＜対応検討中＞
第6条	本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。				
附則1	本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				

7.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録更新審査細則

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本細則は、登録規程第7条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）における登録更新審査に関することについて定める。	「都道府県体育・スポーツ協会」ではなく、「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会）」の方がよいのではないか。	山形県、埼玉県、福井県		都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見を踏まえ、都道府県協議会が登録更新審査を行うこととするよう、変更を前提に検討します。
第2条	登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。				
第3条	登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.その他都道府県協議会が定める提出物 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。ただし、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずるものとする。	更新の頻度を隔年や複数年に1度に変更し、負担を軽減することはできないか。	青森県、山形県、神奈川県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、福岡県、佐賀県、沖縄県	宮城県、群馬県、山梨県、新潟県、長野県、奈良県、山口県、香川県、徳島県、高知県	単年度の更新を前提としつつ、ご意見を踏まえ、更新手続きの簡素化等ができないか検討します。
		申請書類の簡略化や登録システムを構築し、クラブがウェブ上で手続きできるようにすることはできないか。	埼玉県、滋賀県、愛媛県	山形県、新潟県、岡山県、山口県、沖縄県	
		実地審査は行わなくてもよい、または必要に応じて実施するとの記載へ変更することはできないか。	青森県、福島県、茨城県、愛知県、愛媛県	山形県、福島県、茨城県、埼玉県、佐賀県	ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。
第4条	登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。	都道府県体協と都道府県協議会は所在は同じものとして整備することから「都道府県体協及び」を削除したほうがよいのではないか。	京都府	奈良県	都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見及び第1条・第2条の変更結果を踏まえ、都道府県体協を削除することを前提に検討します。
第5条	本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。				
附則1	本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				

8.総合型地域スポーツクラブ全国協議会　処分細則

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第1条	本細則は、登録規程第12条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。				
第2条	本細則は、登録規程第5条に定める登録クラブに対し適用する。				
第3条	処分対象事由は、登録規程第12条による。 2. 当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。 （1）注意 違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。 （2）勧告 違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。 （3）資格停止（2年以内有期あるいは無期） 文書での通知を以て、一定期間、登録規程第9条に定める登録クラブとしての権利を停止する。 （4）登録取消し及び再登録の禁止 文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから3年間は再登録を認められない。	全国協議会が処分を行う場合は、全国協議会から都道府県協議会を経て、各クラブへ通知することはできないか。	岐阜県		ご意見を踏まえ、第12条に通知について追記することを前提に検討します。
第4条	全国協議会常任幹事会は、処分対象事由の有無を調査、審議し、処分を行うための機関として、処分審査会(以下「全国協議会処分審査会」という。）を設置する。				
第5条	全国協議会処分審査会は、議長及び若干名の委員をもって構成するものとし、構成員の過半数は全国協議会の役員以外の者とする。 2. 議長及び委員は、総合型地域スポーツクラブに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。 3. 議長及び委員は、全国協議会常任幹事会の決議によって選任し、全国協議会幹事長が委嘱する。 4. 議長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益財団法人日本スポーツ協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。				
第6条	前条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を処分基準にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を委任する 。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。	処分基準とは、どの条項を指すのか。	兵庫県		ご意見を踏まえ、「処分基準」を「本規程」へ修正いたします。
		「都道府県体育・スポーツ協会」ではなく、「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の方がよいのではないか。	山形県、千葉県		都道府県協議会は都道府県体協が設置するものとしていることから、ご意見を踏まえ、都道府県協議会が登録審査委員会を設置するよう、変更を前提に検討します。
第7条	全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。 （1）全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 （2）都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 2. 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。 3. 審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役職員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。	各都道府県体協が有する窓口で対応することができるため、登録審査委員会が権限を持つ必要は無いのではないか。	神奈川県		ご意見を踏まえ、第6条に定める都道府県の登録審査委員会以外にも都道府県体協が指定する窓口等で対応できるよう変更することを前提に検討します。
第8条	処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。				
第9条	全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。				
第10条	処分の審議においては、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。	「全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は」と主体を追記したほうがよいのではないか。	和歌山県		ご意見を踏まえ、変更を前提に検討します。

	A.条文	B.意見(一部要約・加筆)	C.都道府県体協	D.都道府県協議会	E.対応
第11条	全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長(都道府県の登録審査委員会にあっては委員長)の決するところとする。 2. 全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。				
第12条	全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。 (1)当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所 (2)処分内容(判断の結論。効力発生日を含む) (3)処分理由(根拠規程含む)	全国協議会が処分を行う場合は、全国協議会から都道府県協議会を経て、各クラブへ通知することはできないか。	岐阜県		ご意見を踏まえ、通知について追記することを前提に検討します。
第13条	都道府県の登録審査委員会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。 2. 当該報告には以下の項目を含めなければならないものとする。 (1)当該登録クラブ名 (2)違反行為の内容(いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等) (3)処分手続の経過(事実確認、認否・弁明の機会の設定) (4)処分の理由及び証拠類 (5)処分の年月日				
第14条	＜日本スポーツ仲裁機構側と調整中＞ 当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。				
第15条	第3条第2項第3号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。なお、かかる申立ては、全国協議会が別に定める書式に従い書面により行うものとする。 無期の資格停止:1年間 有期の資格停止:科された資格停止期間の1/2 2. 前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出することができる。 3. 第1項の申立てがあったときは、全国協議会処分審査会は全国協議会常任幹事会に答申を行い、全国協議会常任幹事会は答申を受けた後、第1項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。 4. 全国協議会処分審査会は、前項の答申を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。 5. 第1項の申立てを行った登録クラブで、第3項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会常任幹事会の定めた日からその資格が復権する。	処分決定の変更を常任幹事会が行うことは権限の重複にあたり不適当だと思われる。司法関係者からの確認をしたほうがよいのではないか。	北海道		ご意見内容について、弁護士に確認することとします。
第16条	本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。				
附則1	本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。				

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関わる諸規程の体系図（修正案）

資料No. 2

※本体系図において、総合型地域スポーツクラブは総合型クラブと表記する。

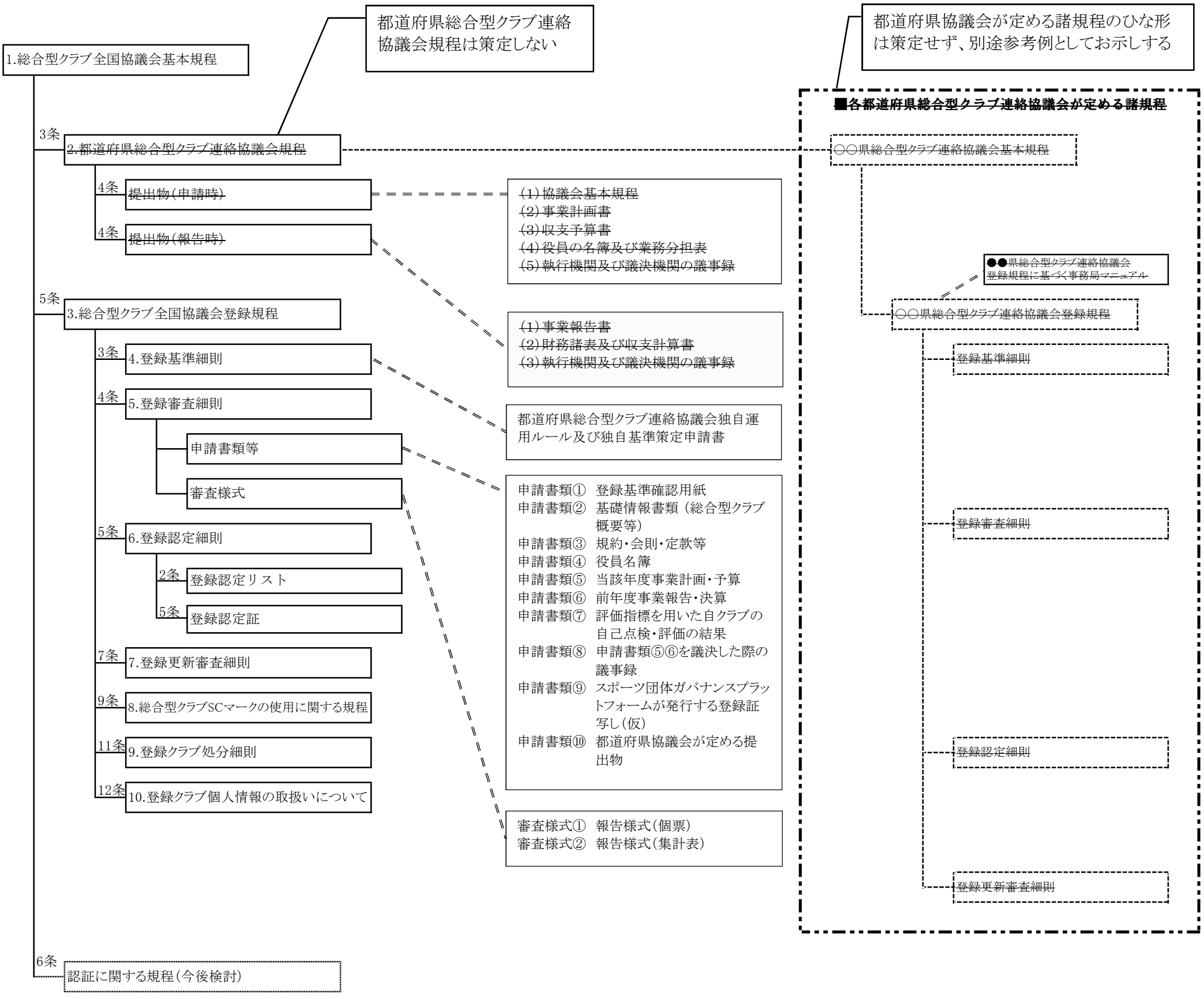

資料 No. 3

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度原案の修正案 （対比表）

※網掛けが修正箇所

1. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　基本規程

原案	修正案
第1章　総則 第1条（総則） 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。	第1章　総則 第1条（総則） 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）地域スポーツクラブ育成委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。 2. 全国協議会の略称は、SC全国ネットワークとする。
第2条（基本理念及び目的） 全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	＜修正なし＞
第3条（組織構成） 全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。 2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等※が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。 3. 都道府県協議会に関しては、別に定める。	第3条（組織構成） 全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。 2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育・スポーツ協会が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。 3. （削除）
第2章　事業 第4条（事業） 全国協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）都道府県協議会並びに本会加盟団体等との連携 （8）そのほか目的達成に必要な事業	＜修正なし＞
第3章　登録 第5条（登録） 全国協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。	＜修正なし＞
第6条（タイプ別の認証） 全国協議会は、前条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該クラブからの申出により、その活動内容の特徴等を踏まえ、タイプ別の認証を行うことができる。 2. タイプ別の認証に関しては、別に定める。	第6条（タイプ別の認証） 全国協議会は、前条に基づき登録した総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該登録クラブからの申出により、その活動内容の特徴等を踏まえ、タイプ別の認証を行うことができる。 2. タイプ別の認証に関しては、別に定める。
第4章　役員 第7条（種類及び定数） 全国協議会に、次の役員を置く。 （1）幹事長　　1名 （2）副幹事長　3名以内 （3）常任幹事　12名以上18名以内 （4）代表委員　47名以内	＜修正なし＞
第8条（代表委員の選出） 代表委員は、都道府県協議会が、その幹事長又は副幹事長の中から1名を選出する。	第8条（代表委員の選出） 代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から1名を選出する。
第9条（幹事長の委嘱及び職務） 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。	＜第10条に記載＞
第10条（副幹事長の委嘱及び職務） 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。	＜第11条に記載＞

第11条（常任幹事の委嘱） 　常任幹事は、総会において、代表委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。 2．前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任幹事を委嘱することができる。	第9条（常任幹事の委嘱） 　常任幹事は、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに、代表委員の中から1名を互選し、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、本会地域スポーツクラブ育成委員会委員長が委嘱する。 2．前項のほか、本会地域スポーツクラブ育成委員会委員長は本会地域スポーツクラブ育成委員会に諮って本会理事及び学識経験者から、7名以上9名以内の常任幹事を委嘱することができる。
	第10条（幹事長の委嘱及び職務） 　幹事長は、常任幹事の互選とし、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。 2．幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。
	第11条（副幹事長の委嘱及び職務） 　副幹事長は、常任幹事の互選とし、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。 2．副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。
第12条（任期） 　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2．役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3．役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	＜修正なし＞
第13条（定年制） 　幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。	＜修正なし＞
第14条（解任） 　常任幹事及び代表委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	第14条（解任） 　幹事長、副幹事長及び常任幹事が次の各号の一に該当するときは、本会地域スポーツクラブ育成委員会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
第5章　総会 第15条（構成） 　総会は、第7条に定める役員をもって構成する。	＜修正なし＞
第16条（権限） 　総会は、次の事項について決議する。 （1）幹事長及び副幹事長の推挙 （2）常任幹事の選出及び解任 （3）代表委員の解任 （4）事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	第16条（権限） 　総会は、次の事項について決議する。 （1）事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項 （2）その他、全国協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項
第17条（開催） 　総会は、毎年1回開催する。	第17条（開催） 　総会は、毎年1回以上開催する。
第18条（招集） 　総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2．前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は代表委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第18条（招集） 　総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2．前項のほか第21条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は代表委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。
第19条（出席） 　総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。 2．構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する都道府県協議会の役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	＜修正なし＞
第20条（決議） 　総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2．前項の規定にかかわらず、常任幹事及び代表委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3．総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第20条（決議） 　総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2．前項の規定にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。 3．総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章　常任幹事会 第21条（構成） 常任幹事会は、第7条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。	＜修正なし＞
第22条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1）全国協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務執行の監督 （3）専門部会の設置 （4）専門部会の部会長及び部会員の選任・解任 （5）その他、全国協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項	第22条（権限） 常任幹事会は、次の職務を行う。 （1）全国協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務執行の監督 （3）専門部会の設置 （4）専門部会の部会長及び部会員の選任・解任 （5）その他、全国協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項
第23条（開催） 常任幹事会は、年に4回開催する。	第23条（開催） 常任幹事会は、原則として年に3回以上開催する。
第24条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	＜修正なし＞
第25条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。 2．構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	＜修正なし＞
第26条（決議） 常任幹事会の決議は、特別の定めがない限り、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	＜修正なし＞
第7章　専門部会 第27条（設置） 全国協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2．専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。	＜修正なし＞
第28条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2．専門部会の部会長及び部会員は、全国協議会役員、都道府県協議会役員又は全国協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。	＜修正なし＞
第29条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2．前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	＜修正なし＞
第30条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	＜修正なし＞
第31条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。	＜修正なし＞
第8章　会計 第32条（会計） 全国協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、当協会の定款の定めるところにより処理する。	第8章　会計 第32条（会計） 全国協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。
第9章　事務局 第33条（事務局） 全国協議会の事務は、本会事務局において処理する。	＜修正なし＞
第34条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	＜修正なし＞

第10章　改定 第35条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第10章　改定 第35条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の同意を得たのち、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を受けて変更することができる。
附則1　本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条から第14条は、本規程を令和3年4月1日から施行するために必要となる手続きに限り、令和2年3月6日から施行する。
附則2　この規程の施行と同時に平成30年4月1日施行の地域スポーツクラブ育成専門委員会規程は、これを廃止する。	（削除）
※本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等とは、都道府県体育協会又は都道府県スポーツ協会を指す。	（削除）
	附則2　第6条第1項は、同条第2項に基づくタイプ別認証に関する規定が定められた時点で適用する。
	附則3　本規程の施行と同時に、総合型地域スポーツクラブ全国協議会規約（以下「規約」という。）は、これを廃止する。ただし、規約第11条第2項については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。

＜規約第11条抜粋＞
（任　期）
第11条　協議会役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

3. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録規程

原案	修正案
第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。	第1条（総則） 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。
第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、全国協議会に加入することを目的として行うものとする。	第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が全国協議会に加入することを目的として行うものとする。
第3条（登録申請） 登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。	第3条（登録申請） 登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。
第4条（登録審査） 都道府県体育・スポーツ協会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条（登録審査） 都道府県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。 2. 登録審査については、別に定める。
第5条（登録認定） 全国協議会及び都道府県協議会は、前条に定める登録審査において、全国協議会及び都道府県協議会が別に定める登録基準を満たしていると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。登録認定については、別に定める。	第5条（登録認定） 全国協議会は、前条に定める登録審査において、全国協議会及び都道府県協議会が別に定める登録基準を満たしていると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。 2. 登録認定については、別に定める。
第6条（有効期間） 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末までとする。	第6条（有効期間） 登録の有効期間は、当該年度の 11 月 1 日から 1 年間とする。
第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。 2. 登録更新審査については別に定める。
第8条（都道府県協議会登録規程） 都道府県協議会は、本規程に基づく当該都道府県協議会の登録規程（以下「都道府県協議会登録規程」という。）を策定するものとする。 2. 前項に定める都道府県協議会登録規程の策定は、次の各号に掲げる手続を経なければならない。 （1）都道府県協議会登録規程案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。 （2）都道府県協議会登録規程を改定する場合は、原則として改定施行前々年度までに改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。	（削除）
第9条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）所在地の都道府県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会及び都道府県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 ~~（1）（削除）~~ （1）全国協議会及び都道府県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （2）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。
第10条（遵守事項） 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。 （1）規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。 （2）事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。 （3）登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。 （4）関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。 （5）暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。 （6）スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。 （7）役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会　倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守させること。 （8）具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。	第9条（遵守事項） 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。 （1）規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。 （2）事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。 （3）登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。 （4）関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。 （5）暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。 （6）スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。 （7）役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会　倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守させること。 （8）具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

第11条（登録料） 　登録クラブは、全国協議会及び都道府県協議会それぞれが定める登録料を納めるものとする。 2. 前項に定める全国協議会の登録料は1クラブにつき5，000円とする。 3. 都道府県協議会は、都道府県協議会登録規程において登録料の徴収について定めるものとする。 当該登録料とは、既に当該都道府県協議会が徴収している加入料等を含むものとする。	第10条（登録料） 　登録クラブは、全国協議会が定める登録料として年額5，000円を納めるものとする。
第12条（事実確認及び処分） 　全国協議会常任幹事会は、登録クラブが、第10条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。 2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。	第11条（事実確認及び処分） 　全国協議会常任幹事会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。 2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。
第13条（個人情報の扱い） 　本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	第12条（個人情報の扱い） 　本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。
第14条（特記事項） 　本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。	第13条（特記事項） 　本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。
第15条（改定） 　本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第14条（改定） 　本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
附則1　本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

4. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録基準細則

原案

第1条（総則）

本細則は、登録規程第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。

分類	個別基準
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。

※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて定めることができる。

なお、都道府県協議会が定める基本基準の運用ルールは、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも１名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4

修正案

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。

分類	個別基準
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。

※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて、独自運用ルールを定めることができる。

2. 都道府県協議会は、独自運用ルールを定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

3. 都道府県協議会は、独自運用ルールを改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 （世代区分） A）未就学児 B）小学生 C）中学生 D）高校生（～18 歳） E）～29 歳 F）～39 歳 G）～49 歳 H）～59 歳 I）～69 歳 J）70 歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも１名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4

(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6	(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1:定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5:特別区は市町村に準ずる。
※6:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7:規約・会則・定款等を指す。

※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5:規約・会則・定款等を指す。
※6:特別区は市町村に準ずる。
※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

第4条(都道府県協議会独自基準) 都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準に加え、その他の個別基準(都道府県協議会独自基準)を設けることができる。 なお、都道府県協議会独自基準は、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。	第4条(都道府県協議会独自基準) 都道府県協議会は、第2条に定める基本基準のほかに、当該都道府県の実情に応じて、個別基準(都道府県協議会独自基準)を設けることができる。 2. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。 3. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。
第5条(改定) 本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。

5. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録審査細則

原案	修正案
第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第4条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。
第2条（登録審査委員会） 都道府県体協は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	第2条（登録審査委員会） 都道府県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。
第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県体協の会長が委嘱する。 ①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）	第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）の代表者が委嘱する。 ①都道府県体協役員又は担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会役員又は担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）
第4条（オブザーバー） 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。	＜修正なし＞
第5条（委員の任期） 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。	＜修正なし＞
第6条（登録審査委員会の招集） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。	第6条（登録審査委員会の招集及び決議） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。
第7条（登録審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.その他都道府県協議会が定める提出物 3. 実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。	第7条（登録審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、都道府県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（総合型クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応） 申請書類⑩.その他都道府県協議会が定める提出物 3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。
第8条（登録審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。	第8条（登録審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。
第9条（改定） 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	＜修正なし＞

附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
附則2　令和元年度時点で、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で第7条第3項に定める実地審査を省略することができる。	（削除）

6. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録認定細則

原案	修正案
第1条（総則） 　本細則は、登録規程第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	第1条（総則） 　本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。
第2条（登録認定リストの作成） 　都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。登録認定リストの様式については、別に定める。	第2条（登録認定リストの作成） 　都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて都道府県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。
第3条（登録認定リストの提出） 　都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、全国協議会に提出する。	＜修正なし＞
第4条（登録認定リストの登録） 　全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。 2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を10月末日までに都道府県協議会に通知する。	＜修正なし＞
第5条（登録料の収受及び認定証の発行） 　都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を納付したクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。 2. 都道府県協議会は、前項により認定証を発行したクラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付するとともに、認定証の発行有無を追記した登録認定リストを全国協議会へ提出する。	第5条（登録料の収受及び認定証の発行） 　都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。 2. 都道府県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。
第6条（改定） 　本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録管理システムへの登録は行わず、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うこととする。なお、予備登録においては、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

7. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録更新審査細則

原案	修正案
第1条（総則） 本細則は、登録規程第7条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）における登録更新審査に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第7条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）における登録更新審査に関することについて定める。
第2条（登録審査委員会） 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。	第2条（登録審査委員会） 登録更新審査は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会において行う。
第3条（登録更新審査方法） 登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.その他都道府県協議会が定める提出物 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。ただし、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずるものとする。	第3条（登録更新審査方法） 登録審査委員会は、登録更新審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができるとともに、申請書類⑩として、都道府県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（総合型クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類④.役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応） 申請書類⑩.その他都道府県協議会が定める提出物 4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。
第4条（登録更新審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。	第4条（登録更新審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。
第5条（改定） 本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

8.公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ SC マークの使用に関する規程

原案 ※(公財)日本スポーツ協会地域スポーツクラブ SC マークの使用に関する規程	修正案
(趣旨) 第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)標章規程に基づき、地域スポーツクラブSCマーク(以下「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。	(趣旨) 第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)標章規程に基づき、総合型地域スポーツクラブSCマーク(以下「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。
(定義) 第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 地域スポーツクラブSCマーク(図形) (2) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類 (3) その他(1)、(2)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの	(定義) 第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 総合型地域スポーツクラブSCマーク(図形) (2) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類 (3) その他(1)、(2)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの
(標章使用の原則) 第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。	＜変更なし＞
(非営利目的使用の申請) 第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。 (2) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)加入クラブが使用する場合。 (3) その他本会が総合型地域スポーツクラブに関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。 2. 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。 (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つける恐れのあるとき。 (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。 (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。 (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。 (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。 (6) 使用目的が明らかでないとき。 (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。	(非営利目的使用の申請) 第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。 (2) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会を構成する都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブが使用する場合。 (3) その他本会が総合型地域スポーツクラブに関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。 2. 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。 (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つける恐れのあるとき。 (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。 (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。 (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。 (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。 (6) 使用目的が明らかでないとき。 (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。
(営利目的使用の申請) 第5条 営利を目的として標章の使用ができるのは、本会総合型地域スポーツクラブパートナープログラムに協賛するオフィシャルパートナー(以下「総合型クラブパートナー」という。)のみとし、総合型クラブパートナーが標章の使用を希望する場合は、別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会に提出し、その承認を得るものとする。	＜変更なし＞
(使用上の遵守事項) 第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 別添の「地域スポーツクラブSCマークデザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。 (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。 (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項第1号から第 3 号に定める使用の場合は、その明示を免除するものとする。	(使用上の遵守事項) 第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 別添の「総合型地域スポーツクラブSCマークデザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。 (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。 (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項第1号から第 3 号に定める使用の場合は、その明示を免除するものとする。
(使用の期限) 第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。	＜変更なし＞
(承認内容の変更) 第8条 標章の使用をする者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。 2. 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査する。 3. 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認する。	＜変更なし＞

（承認内容の取消） 第9条 　本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。 2.　本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。 3.　本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。 4.　取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。	＜変更なし＞
（損失補償等の責任） 第10条 　本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。	＜変更なし＞
（本規程の変更） 第11条 　本規程は、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。	＜変更なし＞
（附則） 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程（平成19年4月1日より施行）を改定し平成23年6月24日より施行する。 2. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。 3. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。	（附則） 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程（平成19年4月1日より施行）を改定し平成23年6月24日より施行する。 2. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。 3. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。 4. 本規程は、令和3年4月1日から施行する。

9. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録クラブ処分細則

原案	修正案
第1条（総則） 本細則は、登録規程第12条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。	第1条（総則） 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第11条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。
第2条（適用範囲） 本細則は、登録規程第5条に定める登録クラブに対し適用する。	＜修正なし＞
第3条（処分対象事由及び処分の種類） 処分対象事由は、登録規程第12条による。 2. 当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。 （1）注意 違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。 （2）勧告 違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。 （3）資格停止（2 年以内有期あるいは無期） 文書での通知を以て、一定期間、登録規程第9条に定める登録クラブとしての権利を停止する。 （4）登録取消し及び再登録の禁止 文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから3年間は再登録を認められない。	第3条（処分対象事由及び処分の種類） 処分対象事由は、登録規程第11条による。 2. 当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。 （1）注意 違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。 （2）勧告 違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。 （3）資格停止（2 年以内有期あるいは無期） 文書での通知を以て、一定期間、登録規程第8条に定める登録クラブとしての権利を停止する。 （4）登録取消し及び再登録の禁止 文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから3年間は再登録を認められない。
第4条（全国協議会処分審査会） 全国協議会常任幹事会は、処分対象事由の有無を調査、審議し、処分を行うための機関として、処分審査会(以下「全国協議会処分審査会」という。）を設置する。	＜修正なし＞
第5条（全国協議会処分審査会の構成） 全国協議会処分審査会は、議長及び若干名の委員をもって構成するものとし、構成員の過半数は全国協議会の役員以外の者とする。 2. 議長及び委員は、総合型地域スポーツクラブに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。 3. 議長及び委員は、全国協議会常任幹事会の決議によって選任し、全国協議会幹事長が委嘱する。 4. 議長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益財団法人日本スポーツ協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。	＜修正なし＞
	第6条（全国協議会処分審査会の招集） 全国協議会処分審査会は、議長がこれを招集する。
	第7条（全国協議会処分審査会の出席） 全国協議会処分審査会は、出席した構成員の過半数が全国協議会の役員以外の者であることをもって成立する。
第6条（処分の委任） 前条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を処分基準にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を委任する 。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。 原案では都道府県体育・スポーツ協会が設置する登録審査委員会に処分の権限を委任することとしていたが、既存で類似の権限を有する会議体・機関等もあることから、当該会議体・機関等でも対応できるよう幅広く設定。	第8条（処分の委任） 第4条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を本規程にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を委任する 。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。 2. 前項にかかわらず、都道府県体育・スポーツ協会が、その所管する団体等における処分に関する対応を行う既存の会議体・機関等を有する場合、当該都道府県体育・スポーツ協会は、当該会議体・機関等の定めに従った対応することができる。
第7条（手続の開始及び事実調査） 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。 （1）全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 （2）都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 2. 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。 3. 審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役職員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。	第9条（手続の開始及び事実調査） 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。 （1）全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 （2）都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。 2. 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。 3. 審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役職員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。

第8条（手続の非公開） 　処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。	第10条（手続の非公開） 　処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。
第9条（聴聞） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。	第11条（聴聞） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。
第10条（証拠の評価） 　処分の審議においては、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。	第12条（証拠の評価） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、処分の審議において、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
第11条（議決） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長（都道府県の登録審査委員会にあっては委員長）の決するところとする。 2. 全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。	第13条（議決） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長（都道府県の登録審査委員会にあっては委員長）の決するところとする。 2. 全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。
第12条（処分の通知） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。 （1）当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所 （2）処分内容（判断の結論。効力発生日を含む） （3）処分理由（根拠規程含む）	第14条（処分の通知） 　全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。ただし、全国協議会処分審査会が決定した処分については、当事者が所属する都道府県の登録審査委員会又は都道府県・体育・スポーツ協会にも書面にて通知するものとする。 2. 前項に定める通知には以下の項目を含めなければならないものとする。 （1）当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所 （2）処分内容（判断の結論。効力発生日を含む） （3）処分理由（根拠規程含む）
第13条（処分の報告） 　都道府県の登録審査委員会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。 2. 当該報告には以下の項目を含めなければならないものとする。 （1）当該登録クラブ名 （2）違反行為の内容（いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等） （3）処分手続の経過（事実確認、認否・弁明の機会の設定） （4）処分の理由及び証拠類 （5）処分の年月日	第15条（処分の報告） 　都道府県の登録審査委員会又は都道府県体育・スポーツ協会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。 2. 前項に定める報告には以下の項目を含めなければならないものとする。 （1）当該登録クラブ名 （2）違反行為の内容（いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等） （3）処分手続の経過（事実確認、認否・弁明の機会の設定） （4）処分の理由及び証拠類 （5）処分の年月日
第14条（不服申立て） ＜日本スポーツ仲裁機構側と調整中＞ 　当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。	第16条（不服申立て） 　当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。
第15条（資格停止期間の短縮等） 　第3条第2項第3号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。なお、かかる申立ては、全国協議会が別に定める書式に従い書面により行うものとする。 　無期の資格停止：1年間 　有期の資格停止：科された資格停止期間の1／2 2. 前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出することができる。 3. 第1項の申立てがあったときは、全国協議会処分審査会は全国協議会常任幹事会に答申を行い、全国協議会常任幹事会は答申を受けた後、第1項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。 4. 全国協議会処分審査会は、前項の答申を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。 5. 第1項の申立てを行った登録クラブで、第3項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会常任幹事会の定めた日からその資格が復権する。	第17条（資格停止期間の短縮等） 　第3条第2項第3号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。 　無期の資格停止：1年間 　有期の資格停止：科された資格停止期間の1／2 2. 前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出しなければならない。 3. 第1項の申立てがあったときは、全国協議会処分審査会は第1項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。 4. 全国協議会処分審査会は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。 5. 第1項の申立てを行った登録クラブで、第3項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会処分審査会の定めた日からその資格が復権する。
第16条（改定） 　本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第18条（改定） 　本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。
	附則2　第16条に規定する不服申立てに関する事項は、本紛争を適用する公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める規則の整備が完了した後、適用する。

10. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録クラブ個人情報の取扱いについて

原案	修正案
未策定	当協会では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用により取得した個人情報を、以下の業務および利用目的に必要な範囲で利用いたします。なお、当協会の個人情報保護方針は、当協会ホームページ等をご覧ください。
	1. 個人情報の利用目的について 取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録クラブ代表者の承諾なく、他の目的には利用いたしません。 ・登録クラブ登録手続のため。 ・登録状況確認のため ・研修会開催案内等の送付のため。 ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報を提供するため。 ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査のため。 ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合。
	2. 個人情報の共同利用について 当協会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。 ＜共同利用する者の範囲＞ 都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、都道府県・市町村行政、広域スポーツセンター、都道府県の域内におけるスポーツの振興を目的とする都道府県の出資又は拠出により設立された公益財団法人及び一般財団法人 ＜共同利用する目的＞ ・ 登録クラブ登録手続のため。 ・ 登録状況確認のため。 ・ 研修会開催案内等の送付のため。 ・ 登録クラブに有益だと考えられる各種情報を提供するため。 ・ 登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査のため。 ・ その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合。
	3. 個人情報の第三者提供について 取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者にその提供及び取扱いを委託することはありません。 ① 登録クラブ代表者の事前の承諾を得た場合 ② 1の利用目的に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合 ③ 法令の定めにより提供を求められた場合
	4. 個人情報の開示等について 個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、登録クラブ代表者ご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。
	5. お問合せ窓口 公益財団法人日本スポーツ協会　地域スポーツ推進部クラブ育成課 TEL:03-6910-5815　／　FAX:03-6910-5810 〒160-0013　東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

資料 No. 4

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関わる様式等一覧

１．都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会独自運用ルール及び
独自基準策定申請書（様式）（案）……1
２．申請書類①（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙……2
３．申請書類②（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙≪基礎情報書類≫ …4
４．申請書類④（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙≪役員名簿≫ ……6
５．申請書類⑦（案）　持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標……7
６．申請書類⑦（案）　総合型クラブの自己点検・評価の結果（７項目）……11
７．審査様式①（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査報告様式（個票）……12
８．審査様式①（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査報告様式（個票）
入力例……14
９．審査様式②（新規）（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査・
登録更新審査結果（●●県）……16
１０．審査様式②（更新）（案）　総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査・
登録更新審査結果（●●県）……17
１１．登録認定リスト（新規）（案）　都道府県総合型地域スポーツクラブ
登録認定リスト（●●県）……18
１２．登録認定リスト（更新）（案）　都道府県総合型地域スポーツクラブ
登録認定リスト（●●県）……19
１３．認定証（案）……20

独自運用ルール及び独自基準
策定申請書（様式）（案）

第●回　　発第●●号
令 和 ● 年 ● 月 ● 日

公益財団法人日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
幹事長 ● ●　● ●　様

公益財団法人●●県体育・スポーツ協会
●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
幹事長 ●● ●●

令和●●（20●●）年度
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会独自運用ルール及び独自基準策定申請書

当協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に定める都道府県独自運用ルール及び第4条に定める都道府県協議会独自基準を、以下のとおり策定したいので申請します。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める基本基準		都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・
	④安全管理体制を整備している。	・
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める基本基準		都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
		・

■担当者連絡先情報

1. 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2. 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3. 電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請書類①（案）

年　　月　　日

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

●●法人●●県体育・スポーツ協会
●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
代表者　殿

●●クラブ
会長　●●　●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則に定める以下の基準を満たしているため申請いたします。

いずれかに〇印
1．新規登録
2．更新登録

〔凡例〕
全国協議会：総合型地域スポーツクラブ全国協議会全国協議会
都道府県協議会：都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

1．基準適合状況

全国協議会が定める基本基準		全国協議会及び都道府県協議会が定める必ず満たすべき運用ルール	左記を満たす場合〇印
分類	個別基準		
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・	
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代のうちいずれか3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 A）未就学児 B）小学生 C）中学生 D）高校生（～18歳） E）～29歳 F）～39歳 G）～49歳 H）～59歳 I）～69歳 J）70歳～ ・ 都道府県協議会が定める運用ルール	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3 ・	
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4 ・	
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6 の住民である。（又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。） ・非営利組織である。※7 ・	
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5 の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。 ・	

※1：定期的とは、年間で 12 回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：規約・会則・定款等を指す。
※6：特別区は市町村に準ずる。
※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

2. 添付申請書類

申請書類名	添付に○印	備考
申請書類①.登録基準確認用紙（本用紙）		
申請書類②.基礎情報書類（総合型クラブ概要等）		データ提出必須
申請書類③.規約・会則・定款等		新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類④.役員名簿		新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算		
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算		申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果		データ提出必須
申請書類⑧.申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録		申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（仮）		
申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物		

登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応

3. 連絡先情報

フリガナ 担当者氏名		クラブでの役職	
TEL		E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】
公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。

申請書類②(案)

令和●●(20●●)年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙　《基礎情報書類》

フリガナ		設立年 ※西暦記入	設立年数 ※自動入力
クラブ名			2018　年目

1. 事務局情報

事務局情報	住所	〒　－		
	E-mail			
	TEL		事務担当者氏名	
	FAX		役職	

※以下の情報は令和●●年4月1日時点の内容を記入ください。

2. 会員について

(1)　年会費等を支払っている会員数※1とその内訳を記入ください。

※1　本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します(月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません)。

区分	A 未就学児	B 小学生	C 中学生	D 高校生 (～18歳)	E ～29歳	F ～39歳	G ～49歳	H ～59歳	I ～69歳	J 70歳～	合　計
男性											
女性											
小計											

(2)　総会員数※2とその内訳を記入ください。

※2　本設問における会員とは、上記(1)で記入いただいた年会費等を支払っている会員を含む全ての会員(月会費や教室・イベントごとの参加費等を支払っている会員)を指します。

区分	A 未就学児	B 小学生	C 中学生	D 高校生 (～18歳)	E ～29歳	F ～39歳	G ～49歳	H ～59歳	I ～69歳	J 70歳～	合　計
男性											
女性											
小計											

↑総会員数

3. 定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

(1)　定期的に（年間で12回以上）行うスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動欄に〇を記入ください。　なお、〇を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合は指導者配置欄に〇を記入ください。

種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置
1 ドッジボール			13 柔道			25 バドミントン			37 インディアカ		
2 体操			14 剣道			26 卓球			38 3B体操		
3 エアロビクス			15 空手			27 スキー			39 キンボール		
4 ウォーキング			16 野球			28 スノーボード			40 親子リトミック		
5 ダンス			17 ソフトボール			29 スポーツ吹矢			41 フィットネストレーニング		
6 ボウリング			18 サッカー			30 カヌー			42 フラダンス		
7 ゲートボール			19 フットサル			31 ラグビーフットボール			43 パークゴルフ		
8 グラウンドゴルフ			20 バレーボール			32 太極拳			44 ビーチバレー		
9 ランニング（ジョギング）			21 ソフトバレーボール			33 健康体操			45 登山・クライミング		
10 水泳			22 バスケットボール			34 バウンドテニス			46 その他（　　）		
11 ヨガ			23 テニス			35 ペタンク			46 その他（　　）		
12 陸上競技			24 ソフトテニス			36 ターゲット・バードゴルフ			46 その他（　　）		

(2)　上記(1)で回答したスポーツ活動種目の合計数と、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者配置種目の合計数を以下に記入ください。

①スポーツ活動種目数　　[　　]種目

②公認スポーツ指導者配置数　　[　　]種目

4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者

(1)　クラブマネジャー※3の配置の有無を記入ください。
※3　クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

配置	どちらかに〇
有	
無	

(2)　クラブマネジャー及び事務局員の内、日本スポーツ協会公認マネジメント資格保有人数をそれぞれ記入ください。

①クラブマネジャー
公認クラブマネジャー資格保有者数　　[　　]人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数　　[　　]人

②事務局員
公認クラブマネジャー資格保有者数　　[　　]人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数　　[　　]人

申請書類④（案）

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》

貴クラブの規約等（規約・会則・定款等を指す）、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関において、議決権を有する関係者全員の情報を入力してください。

なお、登録基準※では、議決権を有する者の過半数が所在する市町村の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）ことが必要です。

■クラブ名：

令和●●年4月1日現在

No.	役職	氏名	居住地	勤務先
例	理事長	東京　太郎	東京都●●区 ※市区町村名まで入力	(株)●● ※勤務先がない場合は、「なし」と入力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

【個人情報の取り扱いについて】

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

※総合型地域スポーツクラブ登録基準細則第 3 条基本基準分類「（2）運営形態に関する基準」の「個別基準⑤地域住民が主体的に運営している」

令和●●（20●●）年度　持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

申請書類⑦（案）

指針				評価指標					評価（左記数値を参考に、0～4を入力）	平均
				数値	1	2	3	4		
				項目	基盤 総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	発展 一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	充実 一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	持続可能 指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階		
諸資源の獲得	①活動基盤の整備	事務局体制の整備	○ クラブの運営が円滑にかつ効率的に行われるため、組織運営に関する豊富な知識を有したクラブマネジメント資格を保持する「クラブマネジャー」が配置されていること。	CM※1 及び事務局員の配置体制	いずれかを配置している	それぞれの1 名を配置している	いずれかを複数名配置している	それぞれを複数配置している	0.0 点	0.0 点
			○ 組織の充実・発展に伴い、専従事務局員の有償配置を含めた複数名による事務局体制が確保されていること。	CM 及び事務局員の配置条件※2	いずれか1名を有償で配置している	それぞれの1 名を有償で配置している	それぞれの複数名を有償で配置し、うちどちらかの1 名が週4 日以上専従である	有償で配置している財源を自己財源※3 で確保している	0.0 点	
				公認ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ資格※4 の取得（ｸﾗﾌﾞﾏﾈｼﾞｬｰ）	公認ｱｼｽﾀﾝﾄﾏﾈｼﾞｬｰ資格の登録者がいる	複数名の公認ｱｼｽﾀﾝﾄﾏﾈｼﾞｬｰ資格の登録者がいる	公認ｸﾗﾌﾞﾏﾈｼﾞｬｰ資格の登録者がいる	複数の公認ｸﾗﾌﾞﾏﾈｼﾞｬｰ資格の登録者がいる	0.0 点	
		指導者の確保	○ 安全かつ正しく、楽しくスポーツ活動を行うため、一定の知識と技能を有した公認資格を保有する指導者が確保されていること。	公認資格※ 5 を有するｽﾎﾟｰﾂ指導者の確保	事業の半数未満で、公認資格を有する指導者を配置している	半数以上の事業で、公認資格を有する指導者を配置している	全ての事業で、公認資格を有する指導者を配置している	全ての事業で、指導を行う者は全員公認資格を有している	0.0 点	
				指導者研修会の実施	クラブ内での研修会開催について計画している	クラブ内での研修会が不定期に開催されている	クラブ内での研修会が年に複数回開催されている	クラブ外の指導者研修会等へ年に1 回程度、指導者を派遣している	0.0 点	
		受益者負担の理解	○ 受益者負担に関する理解が会員に共有され、助成金、補助金等に頼らず、会費、参加費をはじめとする事業収入、寄付金等により、十分な活動資金が確保されていること。 ○ 助成金、補助金等は、自助努力だけで確保できるものではなく、また一定の期限や用途などが設定されていることから、これらの財務的資源のみに頼らずクラブの活動が継続できること。	受益者負担の理解（財務的自立）	自己財源が総収入の25%未満である	自己財源が総収入の25%以上、50%未満である	自己財源が総収入の50%以上である	自己財源により（総収入の75%以上）、安定したクラブの活動が展開できている	0.0 点	
		活動拠点の確保 ※6	○ クラブの活動を行う上で必要不可欠な施設を安定的に確保するため、学校施設又は公共スポーツ施設の指定管理者制度の活用又は管理委託等により利用できること。	≪右記いずれかの施設を確保≫ 学校体育施設の利用	当初の年間利用計画のうち50%未満の確保状況である	当初の年間利用計画のうち50%以上確保できる	当初の年間利用の計画のうち、80%程度確保できる	施設の管理委託を受け、安定的に利用するとともに、地域の各クラブ・団体等間の利用調整も行っている	0.0 点	
				≪右記いずれかの施設を確保≫ 公共ｽﾎﾟｰﾂ施設の利用	当初の年間利用計画のうち50%未満の確保状況である	当初の年間利用計画のうち50%以上確保できる	当初の年間利用の計画のうち、80%程度確保できる	施設の指定管理者となって、安定的に利用するとともに、地域住民及び地域の各クラブ・団体等間の利用調整も行っている		
				≪右記いずれかの施設を確保≫ 上記以外の施設の利用	当初の年間利用計画のうち50%未満の確保状況である	当初の年間利用計画のうち50%以上確保できる	当初の年間利用の計画のうち、80%程度確保できる	継続的・安定的に利用できる		
			○ 事務作業等を行うための事務局スペース、会員や地域住民が自由に交流・談話できるサロンスペースを有したクラブハウス機能が確保されていること。	事務局ｽﾍﾟｰｽ（ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ機能）の確保	事務作業ができる公的なスペース※7 を確保している	必要な機材（電話・FAX・PC メール等）が揃っている	少人数で打合せを行う程度のスペースを備えている	会議専用の一室を備えている	0.0 点	
				ｻﾛﾝｽﾍﾟｰｽ（ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ機能）の確保	サロンスペースの確保に向けた行動を計画している	少人数の会員が集える程度のスペースがある	会員が自由に交流・談話できるスペースを確保している	地域の誰もが自由に交流・談話できるスペースを確保している	0.0 点	

令和●●（20●●）年度　持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

申請書類⑦（案）

指針				評価指標								
				数値	1	2	3	4	評価（左記数値を参考に、0～4を入力）	平均
				項目	基盤 総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	発 展 一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	充 実 一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	持続可能 指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階		
諸資源の獲得	②連携体制の確立	市区町村との連携	○ クラブの活動の場や機会を拡充させ、地域における存在意義を高めるため、行政と緊密に連携していること。 ○ 行政と総合型クラブとの対等なパートナーシップを構築し、社会的な信頼及び期待を高めるための好循環が創出されていること。	市区町村との連携	運営委員会のメンバーとして、行政担当者又はｽﾎﾟｰﾂ推進委員が参画している	活動場所の提供や地域住民への啓発等、一定の行政支援を受けている	行政主催のイベント事業や健康づくり事業などを連携・協力して実施している	スポーツに関する有識者の立場で、行政が行う会議等のメンバーとして行政運営に参画している	0.0 点	0.0 点
		学校との連携	○ 学校体育活動をはじめとする各種の教育的活動の一部を補完することにより、クラブの活動の場や機会を拡充し存在意義が高められていること。 ○ 学校との連携により、児童生徒や保護者に対する認知度を向上させるとともに、公益性を高め、地域からの信頼が得られていること。	学校との連携	学校行事（イベント）等に不定期に協力している	学校行事（イベント）等に年に複数回協力している	総合的な学習の時間、体育授業、部活動等に協力している	学校と相互に連携し、学校及び地域の課題解決に向けた共同事業を実施している	0.0 点	
		地域自治組織との連携	○ 地域コミュニティの活性化や地域の自治を目的とする自治会、町内会などの組織は、クラブの活動趣旨・目的と共通点が多い。これらの組織と連携し、クラブの活動の場や機会を拡充させ、地域住民の認知度を向上させるとともに、地域からの信頼が高められていること。	地域自治組織との連携	地域自治組織が行う行事等の協力に向けた協議を行っている	地域自治組織が行う行事等に不定期に協力している	地域自治組織が行う行事の計画に参画し定期的に協力している	各種地域自治組織と相互に連携し、地域の課題解決に向けた共同事業を実施している	0.0 点	
		地域スポーツ団体との連携	○ スポーツ少年団や単一種目の地域スポーツクラブなどの地域のスポーツ団体は、総合型クラブの活動趣旨・目的と共通点が多い。これらの団体と連携し、クラブの活動の多様性を一層図るとともに、地域のスポーツ環境を豊かにすることにより、地域からの信頼が得られていること。	地域スポーツ団体との連携：スポーツ少年団	連携に向けた協議を行っている	地域イベント等を共催で実施している	定期的事業において、指導者派遣等の連携を行っている	スポーツ少年団と一体的なクラブの活動(統合化・サークル化)を行っている	0.0 点	
				地域スポーツ団体との連携：単一種目クラブ・団体等	連携に向けた協議を行っている	地域イベント等で連携している	地域イベントや指導者派遣等で連携している	単一種目クラブ・団体等と一体的なクラブの活動(統合化・サークル化)を行っている	0.0 点	
				地域スポーツ団体との連携：地区体育協会（振興会）等	連携に向けた協議を行っている	地域イベント等で不定期に連携している	地域イベント等で定期的に連携している	定期的な連携に加え、当該地区のｽﾎﾟｰﾂ推進計画の策定に参画している	0.0 点	
				地域スポーツ団体との連携：他の総合型クラブ等	連携に向けた協議を行い、各種情報の交換等を行っている	交流イベント等を実施している	イベント等を共催で実施している	交流イベントの実施をはじめ、人的交流やﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ等の共催などを行いﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟを構築している	0.0 点	
		地域民間組織・団体との連携	○ 地元企業や商工会、NPO などが行う地域貢献に係る活動において連携することにより、クラブの活動の場や機会を拡充させ、存在意義が高められていること。 ○ これらの組織との連携を通して、総合型クラブは地域貢献に関するノウハウを提供するとともに、民間企業から事業運営に関するノウハウ等を学ぶ機会とするなど、各種の民間組織・団体とのパートナーシップが構築されていること。	地域民間組織・団体との連携	連携に向けた協議を行っている	地域イベント等で不定期に連携している	地域イベント等で定期的に連携している	人的交流及びﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ等の相互乗り入れなどを行いﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟを構築している	0.0 点	

令和●●（20●●）年度　持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

申請書類⑦（案）

指針				評価指標					評価（左記数値を参考に、0～4を入力）	平均
				数値	1	2	3	4		
				項目	基盤	発 展	充 実	持続可能		
					総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階		
組織体制の整備	③理念の共有	理念の共有	○「スポーツの推進」を第一義の目的とし、「地域づくり」を加えた内容が理念として明文化されていること。 ○ 全ての会員がクラブの理念を理解し、クラブの活動趣旨・目的が共有されていること。 ○ 会員のみならず、クラブの理念が広く地域住民に理解されるよう計画的な活動が行われていること。	理念の共有	クラブ理念の共有に向け、スタッフ対象の定期的なクラブ内研修等を行うとともに、会員へ入会時等で説明している	会員に対し、クラブ理念を計画的に周知・共有するため、会員交流事業等を通じた普及・啓発活動を実施している	会員に対し、クラブ理念を共有するための研修会等を定期的に実施している	クラブ内スタッフや会員に加え、広く地域住民に対してクラブ理念を計画的に周知・共有するための活動を実施している	0.0 点	0.0 点
	④自発的（ボランタリー）組織特性	会員の自発的な参画	○ 会員がクラブを「支える」活動への参画を通して、会員同士の相互理解、相互協力が図られ、会員間の結びつきを深めることから、会員が「支える」活動に参画する体制が整えられていること。	会員※8 の自発的な参画	会員の10％程度がクラブ運営を「支える」ための活動※ 9 に携わっている	会員の30％程度がクラブ運営を「支える」ための活動に携わっている	会員の50％程度がクラブ運営を「支える」ための活動に携わっている	会員のほとんどが、クラブ運営を「支える」ための活動に携わっている。	0.0 点	0.0 点
		効率的な体制	○ 特定の運営者及び会員に負担が偏らないよう、運営に必要な役割分担が体系的に整理され、円滑に機能していること。 ○ 当番制等、多くの会員が運営に携わる体制を整えるとともに、規約に明記することにより、組織体制の内容が会員と事務局で共有されていること。	効率的な体制	クラブ運営をめぐって、大半の業務をクラブマネジャー又は事務局員が行っている	規約に基づく各部会を設置しているものの、運営委員会を中心に運営している	各部会での合意形成を経た上で、運営委員会で最終的な意思決定をしている	規約に基づくクラブ運営が行われ、会員の意見が広く反映されている	0.0 点	
		継承性に関する人材確保	○ クラブの理念及び活動趣旨・目的を次世代に継承するため、中・長期的な計画を策定するとともに、定期的な内部研修が充実していること。 ○ 次世代を担う人材を早期に発掘し、運営の中心的な役割に携わる体制が整えられていること。	継承性に関する人材確保	次世代のクラブ運営を担う人材の発掘や育成などの継承体制を計画している	次世代の人材発掘や募集を行い、クラブ内研修等による人材育成を行っている	次世代の人材が運営の一翼を担っている	次世代のリーダーとなる後継者が複数名育成され、運営の中核を担っている	0.0 点	
	⑤日常生活圏　※10	日常生活圏の重視	○ クラブが地域に密着し、広く開かれた組織として定着するため、日常生活圏との関係を重視した取組が行われていること。 ○ 地域のニーズや課題を具体的に把握し、それらに応じた内容を中心に活動していること。	日常生活圏の重視（地域密着）	日常生活圏のニーズや課題を具体的に把握している	日常生活圏の課題の解決に向けたクラブの活動を不定期に実施している	日常生活圏の課題の解決に向けたクラブの活動を定期的に実施している	会員が、日常生活圏の課題の解決に向けたクラブの活動を実施している	0.0 点	0.0 点

令和●●（20●●）年度　持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

申請書類⑦（案）

指針				評価指標					評価（左記数値を参考に、0～4を入力）	平均
				数値	1	2	3	4		
				項目	基盤	発 展	充 実	持続可能		
					総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	指針に示した内容を満たし、持続可能な体制を十分整備している段階		
成果の創出	⑥事業の多様性	多様の事業	○ 会員のニーズ・特性が反映され、多くの会員が参加する定期的なスポーツのサークル活動又はスポーツ教室事業が充実していること。	サークル・教室事業（スポーツ種目）	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を2 種目程度実施している	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を3～6 種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を7～11 種目実施している	会員のニーズ・特性が反映され、多くの会員が参加する定期的な事業を12 種目以上実施している	0.0 点	0.0 点
			○ 会員のニーズ・特性が反映され、多くの会員が参加する定期的な文化活動が充実していること。	文化活動の充実	実施に向けた行動を計画している	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を1 種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を2～3 種目実施している	会員のニーズ・特性が反映され、多くの会員が参加する定期的な事業を4種目以上実施している	0.0 点	
			○ 会員同士の親睦や連帯感を深める交流事業が季節に合わせて実施されていること。	会員交流事業	実施に向けた行動を計画している	年1 回程度実施している	年2～3 回程度実施している	季節に合わせて、年4 回以上実施している	0.0 点	
			○ 会員のみならず、会員以外の地域住民を対象とした地域社会とクラブをつなぐ交流事業が地域行事に合わせて実施されていること	地域交流事業	実施に向けた行動を計画している	年1 回程度実施している	年2～3 回程度実施している	地域行事に合わせて、年4 回以上実施している	0.0 点	
		②多世代化（対象の拡大）	○ 幼児を含む子供から若者、高齢者の世代までの各年齢層がクラブの活動に参加していること。 ○ 障害児・者を対象とした交流事業が実施されていること。	多世代化（対象の拡大）	多世代化を意識した活動を計画している	既存会員の世代分布に合わせた事業展開をしている	新規会員の獲得も視野に入れて、世代の多様化を意識した事業を展開している	幼・小・中・高年代、成年世代、高年齢世代の各世代に対応して偏りなく事業展開をしている	0.0 点	
		多志向化（目的の拡大）	○ 障害の有無を問わず、楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向等の各志向のニーズに応じて対応していること。	多志向化（目的の拡大）	会員のニーズ・特性に配慮し、スポーツを楽しむ観点で多志向化に対応できる活動を計画している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、二つの志向に対応した事業を展開している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、三つの志向に対応した事業を展開している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、多志向に対応した事業を偏りなく展開している	0.0 点	
		複数種目の実施者	○ 会員が、スポーツ本来の「自発的な運動の楽しみ」の理解、身体能力の総合性を養う等の複数種目に参加する意義を理解し、実践していること。	複数種目の実施者	会員の5%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の10%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の20%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の30%程度が複数のサークルや教室などに参加している	0.0 点	
	⑦クラブライフの定着	「マイクラブ」意識	○ 会員が、クラブの活動の意義や役割を理解し、クラブに対する愛着や親近感などの「マイクラブ」の意識を有していること。 ○ 会員以外の地域住民や諸機関・団体が、自分の地域のクラブに対する愛着や親近感などの「マイタウンクラブ」の意識を有していること。	「マイクラブ」意識	会員の過半数が、クラブの活動の必要性を認識している	会員の過半数が、当該クラブに対する愛着や親近感などの「マイクラブ」意識を持っている	ほぼ全ての会員が、当該クラブに対する愛着や親近感などの「マイクラブ」意識を持っている	地域に「マイタウンクラブ」意識が浸透し、当該クラブに対して、諸組織・団体から年に複数回、連携・協働の依頼が寄せられる	0.0 点	0.0 点

※1：「CM（クラブマネジャーの略称）」は、公認ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ資格を有し、運営の管理・調整等において主導的な役割を果たす者。
※2：「雇用」に該当する場合は、労働基準法等の法令を遵守していること。
※3：「自己財源」：総収入の内、ここでは「会費（年・月単位）」「参加費」「寄付金」「協賛金」「委託料（指定管理含む）」の合計金額とする。「補助金」「助成金」は除く。
※4：「公認ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ資格」とは、ｸﾗﾌﾞﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄに関する公認資格である。また、各段階の「ｱｼｽﾀﾝﾄﾏﾈｼﾞｬｰ」「ｸﾗﾌﾞﾏﾈｼﾞｬｰ」の知識・技能の程度は、（公財）日本スポーツ協会が公認する同資格の内容を標準とする。
※5：スポーツ指導者の公認資格の保有については、公認資格制度が整備されていない競技・種目を除いてカウントする。
※6：「活動拠点の確保」については、行政・学校等から理解を得る必要がある。また、「学校体育施設」「公共スポーツ施設」「上記以外の施設」は、いずれかの施設一つを確保する。全ての施設を確保する必要はない。
※7：「公的なスペース」とは、公共施設はもとより、誰でも自由にアクセスできる広く開かれている場所を指す。
※8：ここでは、クラブ事業への全参加者、賛助会員をいう。（地域交流事業のみに参加する地域住民、運営委員及び事務局等を除く）
※9：「支える」ための活動とは、各種の手伝いや協力をする、指導者になる、運営委員になる、寄付をする等をいう。
※10：日常生活圏とは、クラブが活動を行うに当たって基盤（ターゲット）となる地域をいう。その範域は地域の実情によるものの、住民同士の顔が見える範囲（中学校区程度）が望ましい。ただし、地域の実情や要請に応じて活動範囲を広げることを、妨げるものではない

申請書類⑦（案）

令和●●（20●●）年度　総合型クラブの自己点検・評価の結果（7項目）

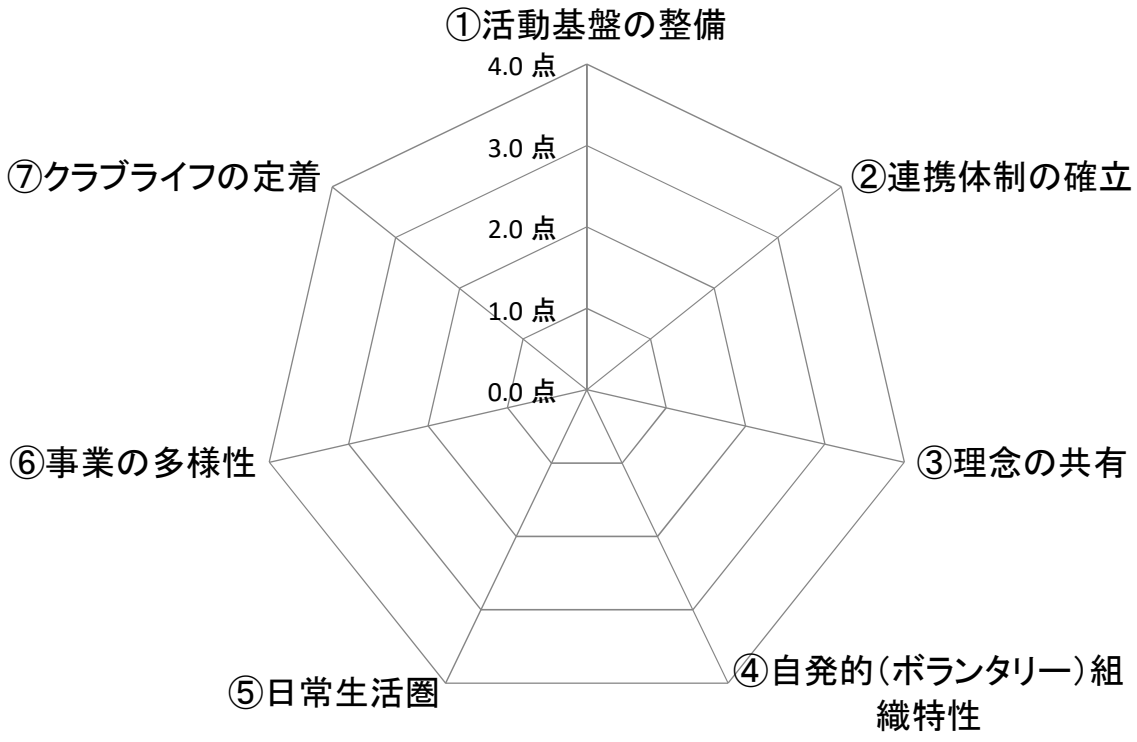

自己点検・評価項目	平均
①活動基盤の整備	0.0 点
②連携体制の確立	0.0 点
③理念の共有	0.0 点
④自発的（ボランタリー）組織特性	0.0 点
⑤日常生活圏	0.0 点
⑥事業の多様性	0.0 点
⑦クラブライフの定着	0.0 点

審査様式①(案)

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録審査報告様式（個票）

ID:＿＿＿＿＿＿＿＿　所在市町村:＿＿＿＿＿＿

新規	
更新	

クラブ名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．書類審査　申請書類確認者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（1）申請書類の提出

申請書類名		提出有無 ○又は×を記入	備考
申請書類①	登録基準確認用紙		
申請書類②	基礎情報書類（総合型クラブ概要等）		
申請書類③	規約・会則・定款等		新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類④	役員名簿		新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画書・予算		
申請書類⑥	クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算		申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦	総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果		
申請書類⑧	申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録		申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨	スポーツ団体ガバナンスコードプラットフォームが発行する登録証写し（仮）		
申請書類⑩	○○　（都道府県協議会が定める申請書類）		

（2）総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールの合致の可否

都道府県協議会が定める運用ルール

運用ルール内容	根拠となる申請書類	合致の可否 ○又は×を記入
・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・	申請書類①②	
・次の世代のうちいずれか3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生（～18 歳）、E)～29 歳、F)～39 歳、G)～49 歳、H)～59 歳、I)～69 歳 ・	申請書類①②	
・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも 1 名は配置されている。※3 ・	申請書類①②	
・緊急連絡体制を整備している。※4	申請書類①	
・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型クラブの所在する市町村※6 の住民である。（又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。） ・	申請書類①④	
・非営利組織である。※7 ・	申請書類①③	
・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	申請書類①③	
・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。 ・	申請書類①⑧	

※1：定期的とは、年間で 24 回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等への緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。

（3）都道府県協議会独自基準（独自基準を設けている場合のみ入力してください。）

都道府県協議会独自基準内容	根拠となる申請書類	合致の可否 ○又は×を記入
・		
・		

2. 実地審査 ※登録審査委員会の判断で省略することができる。

（1）実地審査概要

①実地審査日	年　月　日			
②実地審査立会者	氏名：　（役職：　）			
	氏名：　（役職：　）			
③審査実施者	Ⓐ氏名：			
	Ⓑ氏名：			
④実地審査所見	Ⓐ	妥当性を確認できた 右欄に○又は×を記入		所見：
	Ⓑ	妥当性を確認できた 右欄に○又は×を記入		所見：

3. 登録審査委員会会議審査結果

審査結果 右欄に○又は×を記入	

審査様式①(案)

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会　登録審査報告様式（個票）

ID: 県No. 市町村No. 通しNo.　所在市町村: 東京都新宿区

「新規」か「更新」のいずれかに「○」を記入してください。

新規	○
更新	

クラブ名: ●●クラブ

1. 書類審査　申請書類確認者　日本　スポーツ

申請書類を確認した方の名前を入力してください。

(1)申請書類の提出

申請書類が提出されたら「○」を記入してください。

申請書類名		提出有無 ○又は×を記入	備考
申請書類①	登録基準確認用紙	○	
申請書類②	基礎情報書類(総合型クラブ概要等)	○	
申請書類③	規約・会則・定款等	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類④	役員名簿	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画書・予算	○	
申請書類⑥	クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	○	申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦	総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	○	
申請書類⑧	申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録	○	申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨	スポーツ団体ガバナンスコードプラットフォームが発行する登録証写し(仮)	○	
申請書類⑩	○○　(都道府県協議会が定める申請書類)	○	

(2)総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールの合致の可否

都道府県協議会が定める運用ルール

運用ルール内容	根拠となる申請書類	合致の可否 ○又は×を記入
・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・	申請書類①②	○
・次の世代のうちいずれか3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18 歳)、E)～29 歳、F)～39 歳、G)～49 歳、H)～59 歳、I)～69 歳 ・	申請書類①②	○
・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも 1 名は配置されている。※3 ・	申請書類①②	○
・緊急連絡体制を整備している。※4	申請書類①	○
・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型クラブの所在する市町村※6 の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。) ・	申請書類①④	○
・非営利組織である。※7 ・	申請書類①③	○
・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	申請書類①③	○
・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。 ・	申請書類①⑧	○

※1：定期的とは、年間で 24 回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等への緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。

（3）都道府県協議会独自基準（独自基準を設けている場合のみ入力してください。）

都道府県協議会独自基準内容	根拠となる申請書類	合致の可否 ○又は×を記入
・		
・		

2. 実地審査　※登録審査委員会の判断で省略することができる。

（1）実地審査概要

①実地審査日	XX 年 X 月 XX 日			
②実地審査立会者	氏名：■■ ■■　（役職：会長 ）			
	氏名：●● ●●　（役職：クラブマネジャー ）			
③審査実施者	Ⓐ氏名：AAA aaa			
	Ⓑ氏名：BBB bbb			
④実地審査所見	Ⓐ	妥当性を確認できた 右欄に○又は×を記入	○	所見：
	Ⓑ	妥当性を確認できた 右欄に○又は×を記入	○	所見：

実地審査において書類内容の「妥当性を確認できた」場合は「○」を、「妥当性を確認できなかった」場合は、「×」を記入します。

3. 登録審査委員会会議審査結果

審査結果 右欄に○又は×を記入	

「○」「×」の選択については、登録審査委員会会議後に記入します。

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査結果（●●県）

審査様式②（新規）（案）

●●県総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会

No	クラブ名	クラブ名フリガナ	設立年	代表者		書類審査		実地審査					審査結果
				役職	氏名	確認者名	結果	実施有無	実施者名A	妥当性の確認A	実施者名B	妥当性の確認B	
例	●●クラブ	マルマルクラブ	2019	会長	■■　■■	日本　スポーツ	○	有	AAA　aaa	○	BBB　bbb	○	○
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

令和●●（20●●）年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録更新審査結果（●●県）

審査様式②（更新）（案）

●●県総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会

No	ID	クラブ名	クラブ名フリガナ	設立年	代表者		書類審査		実地審査					審査結果
					役職	氏名	確認者名	結果	実施有無	実施者名A	妥当性の確認A	実施者名B	妥当性の確認B	
例	12 345 678	●●クラブ	マルマルクラブ	2019	会長	■■ ■■	日本 スポーツ	○	有	AAA aaa	○	BBB bbb	○	○
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

令和●●（20●●）年度
都道府県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（●●県）

登録認定リスト（新規）（案）

●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

No	クラブ名	クラブ名フリガナ	設立年	代表者		事務局情報							
				役職	氏名	郵便番号	都道府県	市区町村	番地	建物名等	メールアドレス	電話	FAX
例	●●クラブ	マルマルクラブ	2019	会長	■■　■■	160-0013	東京都	新宿区霞ヶ丘町	4-2	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	sc-info@japan-sports.or.jp	03-6910-5815	03-6910-5820
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

令和●●（20●●）年度
都道府県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（●●県）

登録認定リスト（更新）（案）

●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

No	ID	クラブ名	クラブ名フリガナ	設立年	代表者		事務局情報							
					役職	氏名	郵便番号	都道府県	市区町村	番地	建物名等	メールアドレス	電話	FAX
例	12 345 678	●●クラブ	マルマルクラブ	2019	会長	■■ ■■	160-0013	東京都	新宿区霞ヶ丘町	4-2	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	sc-info@japan-sports.or.jp	03-6910-5815	03-6910-5820
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

（案）

認定証

ID　○○ □□□　△△△

県、 市町村、 通し番号

クラブ名

貴クラブを登録クラブとして認定いたします

認定期間　　2023 年 11 月 1 日 ～ 2024 年 10 月 30 日

公益財団法人日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
幹事長　●●　●●

資料 No. 5

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度原案の修正案 （対比表）
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 諸規程 参考例

※網掛けが修正箇所

1. ●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型クラブ連絡協議会 基本規程

原案	修正案
第1章 総則 第1条（総則） 本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。 2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。 都道府県	＜修正なし＞
第2条（基本理念及び目的） ≪参考例≫ 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第2条（基本理念及び目的） 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。
第3条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 ≪参考例≫ 2. 県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第3条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 2. 県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。
第2章 事業 ≪参考例≫ 第4条（事業） 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)総合型クラブの情報交換と交流 (2)総合型クラブの活動支援 (3)総合型クラブの財源確保に対する支援 (4)総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 (5)総合型クラブ育成に関する調査研究 (6)総合型クラブの顕彰に関する研究 (7)市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携 (8)そのほか目的達成に必要な事業	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第4条（事業） 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)総合型クラブの情報交換と交流 (2)総合型クラブの活動支援 (3)総合型クラブの財源確保に対する支援 (4)総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 (5)総合型クラブ育成に関する調査研究 (6)総合型クラブの顕彰に関する研究 (7)市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携 (8)そのほか目的達成に必要な事業
第3章 登録 第5条（登録） 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。	＜修正なし＞
第4章 役員 ≪参考例≫ 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長 3名以内 (3)常任幹事 ●名以上●名以内 (4)委 員 ●名以内	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第4章 役員 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長 3名以内 (3)常任幹事 ●名以上●名以内 (4)委 員 ●名以内
第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）が、その役員の中から1名を選出する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）が、その役員の中から1名を選出する。
第8条（幹事長の委嘱及び職務） 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第8条（幹事長の委嘱及び職務） 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第9条（副幹事長の委嘱及び職務） 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第9条（副幹事長の委嘱及び職務） 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。
第10条（常任幹事の委嘱） 常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。 2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第10条（常任幹事の委嘱） 常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。 2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。
第11条（任期） 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第11条（任期） 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
第12条（定年制） 幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が 70 歳未満でなければならない。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第12条（定年制） 幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が 70 歳未満でなければならない。
第13条（解任） 常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第13条（解任） 常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
第5章　総会 第14条（構成） 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第5章　総会 第14条（構成） 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。
第15条（権限） 総会は、次の事項について決議する。 （1）幹事長及び副幹事長の推挙 （2）常任幹事の選出及び解任 （3）委員の解任 （4）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	第15条（権限） 総会は、次の事項について決議する。 （1）幹事長及び副幹事長の推挙 （2）常任幹事の選出及び解任 （3）委員の解任 （4）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項 （5）その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項
第16条（開催） 総会は、毎年１回開催する。	第16条（開催） 総会は、毎年１回以上開催する。
第17条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は 2 週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第17条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は 2 週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。
第18条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第18条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第19条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第19条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。
第6章　常任幹事会 第20条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第6章　常任幹事会 第20条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。
第21条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1）県協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務執行の監督	第21条（権限） 常任幹事会は、次の職務を行う。 （1）県協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務執行の監督
第22条（開催） ・必要に応じて常任幹事会を開催することができる。 ・常任幹事会は、年に●回開催する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第22条（開催） ・必要に応じて常任幹事会を開催することができる。 ・常任幹事会は、年に●回開催する。
第23条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第23条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
第24条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。 2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第24条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。 2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。
第25条（決議） 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第25条（決議） 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。
第7章　専門部会 第26条（設置） 県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第7章　専門部会 第26条（設置） 県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。
第27条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第27条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。
第28条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第28条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。
第29条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第29条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。
第8章　会計 第31条（会計） 県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。	＜修正なし＞
第9章　事務局 第32条（事務局） 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	＜修正なし＞
第33条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	＜修正なし＞
第10章　改定 ≪参考例≫ 第34条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし（体裁のみ変更）＞ 第10章　改定 第34条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。
附則1　本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条から第13条は、本規程を令和3年4月1日から施行するために必要となる手続きに限り、令和●月●日から施行する。

JSPO から役員選出依頼がある9月頃までには、県協議会として本規程（又は本規程に準じた規程）を策定しておく必要がある

2. ●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型クラブ連絡協議会　登録規程

原案	修正案
第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	第1条（総則） 本規程は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。
第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。
第3条（登録申請） 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ各クラブ単位で申請する。	第3条（登録申請） 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。
第4条（登録審査） 公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条（登録審査） 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。 2. 登録審査については、別に定める。
第5条（登録認定） 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。登録認定については、別に定める。	第5条（登録認定） 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。 2. 登録認定については、別に定める。
第6条（有効期間） 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	第6条（有効期間） 登録の有効期間は、当該年度の 11 月 1 日から 1 年間とする。
第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。 2. 登録更新審査については別に定める。
第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （2）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。
第9条（遵守事項） 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第10条に定める事項を遵守しなければならない。	第9条（遵守事項） 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。
第10条（登録料） 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。 2. 前項に定める登録料は○○○○円とする。	＜修正なし＞
第11条（処分） 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。 2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。	＜修正なし＞
第12条（個人情報の扱い） 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	＜修正なし＞
第13条（改定） ≪参考例≫ ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本規程は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本規程は、令和3年4月1日から施行する。

3. ●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型クラブ連絡協議会　登録基準細則

<table>
<tr><th>原案</th><th>修正案</th></tr>
<tr><td>第1条（総則）
本細則は、登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</td><td>第1条（総則）
本細則は、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</td></tr>
<tr><td>第2条（基本基準）
登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。</td><td>＜修正なし＞</td></tr>
<tr><td>第３条（基本基準の適用範囲）
≪参考例≫
・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に準ずるものとする。
・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞
<table>
<tr><th colspan="2">基本基準</th><th rowspan="2">必ず満たすべき運用ルール</th></tr>
<tr><th>分類</th><th>個別基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">(1)活動実態に関する基準</td><td>①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。</td><td>・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
・
・</td></tr>
<tr><td>②多世代（複数世代）を対象としている。</td><td>・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。
・
・</td></tr>
<tr><td>③適切なスポーツ指導者を配置している。</td><td>・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも１名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3
・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
・
・</td></tr>
<tr><td>④安全管理体制を整備している。</td><td>・緊急連絡体制を整備している。※4
・
・</td></tr>
<tr><td>(2)運営形態に関する基準</td><td>⑤地域住民が主体的に運営している。</td><td>・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。
・非営利組織である。※6
・
・</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第３条（基本基準の適用範囲）
≪参考例≫
・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に準ずるものとする。
・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞
<table>
<tr><th colspan="2">基本基準</th><th rowspan="2">必ず満たすべき運用ルール</th></tr>
<tr><th>分類</th><th>個別基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">(1)活動実態に関する基準</td><td>①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。</td><td>・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
・
・</td></tr>
<tr><td>②多世代（複数世代）を対象としている。</td><td>・次の世代区分のうちいずれか３世代又はいずれか２世代の会員※２がいる。
（世代区分）
A）未就学児
B）小学生
C）中学生
D）高校生（～18 歳）
E）～29 歳
F）～39 歳
G）～49 歳
H）～59 歳
I）～69 歳
J）70 歳～
・
・</td></tr>
<tr><td>③適切なスポーツ指導者を配置している。</td><td>・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも１名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3
・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
・
・</td></tr>
<tr><td>④安全管理体制を整備している。</td><td>・緊急連絡体制を整備している。※4
・
・</td></tr>
<tr><td>(2)運営形態に関する基準</td><td>⑤地域住民が主体的に運営している。</td><td>・規約等※５・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※６の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。
・非営利組織である。※７
・
・</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(3)ガバナンスに関する基準</td><td>⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</td><td>・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
・
・</td></tr>
<tr><td></td><td>⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</td><td>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。
・
・</td></tr>
<tr><td colspan="3">※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7：規約・会則・定款等を指す。</td></tr>
<tr><td colspan="3">第4条（県協議会独自基準）
≪参考例≫
登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">第5条（改定）
≪参考例≫
・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(3)ガバナンスに関する基準</td><td>⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</td><td>・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
・
・</td></tr>
<tr><td></td><td>⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</td><td>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。
・
・</td></tr>
<tr><td colspan="3">※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：規約・会則・定款等を指す。
※6：特別区は市町村に準ずる。
※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜修正なし＞</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜修正なし＞</td></tr>
<tr><td colspan="3">附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。</td></tr>
</table>

4. ●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型クラブ連絡協議会　登録審査細則

原案	修正案
第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。
第2条（登録審査委員会） 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	第2条（登録審査委員会） 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。
第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。 ①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）	第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を●●県体育・スポーツ協会（以下「県体協」という。）代表者が委嘱する。 ①都道府県体協役員又は担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会役員又は担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）
第4条（オブザーバー） 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。	＜修正なし＞
第5条（委員の任期） 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	＜修正なし＞
第6条（登録審査委員会の招集） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。	第6条（登録審査委員会の招集及び決議） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。
第7条（登録審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿【様式2】 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 3. 実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。	第7条（登録審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（総合型クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応） 申請書類⑩. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。
第8条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	第8条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。

第9条（改定） ≪参考例≫ ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則１　本細則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項については、令和５年３月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
附則2　令和元年度時点で、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で第7条第3項に定める実地審査を省略することができる。	（削除）

5. ●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型クラブ連絡協議会　登録認定細則

原案	修正案
第1条（総則） 本細則は、登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。
第2条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	第2条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。
第3条（登録認定リストの提出） 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	＜修正なし＞
第4条（登録料の収受及び認定証の発行） 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を納付したクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。 2. 県協議会は、前項により認定証を発行したクラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付するとともに、認定証の発行有無を追記した登録認定リストを全国協議会へ提出する。	第4条（登録料の収受及び認定証の発行） 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。 2. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。
第5条（改定） ≪参考例≫ ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和５年３月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第４条第１項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

6. ●●県(体育・スポーツ)協会●●県総合型クラブ連絡協議会　登録更新審査細則

原案	修正案
第1条(総則) 本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。	第1条(総則) 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。
第2条(登録審査委員会) 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。	第2条(登録審査委員会) 登録更新審査は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。
第3条(登録更新審査方法) 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 ≪参考例≫ 2.登録更新審査は、年度ごとに行う。 2.登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類(クラブ概要等) 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.※県協議会登録基準細則第 3 条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	第3条(登録更新審査方法) 登録更新審査は、書類審査及び実地審査とする。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができるとともに、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等) 申請書類③.規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類④.役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応) 申請書類⑩. ※県協議会登録基準細則第 3 条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネジャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。
第4条(登録更新審査結果の報告) 登録更新審査委員会は、8月末日までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	第4条(登録更新審査結果の報告) 登録更新審査委員会は、8月末日までに●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。
第5条(改定) ≪参考例≫ ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	＜修正なし＞
附則1　本細則は、令和2年3月18日に公布し、令和3年4月1日から施行する。	附則1　本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、令和5年3月末までの間は、審査方法を形式審査とする。

資料 No. 6

令和２年２月５日時点

❑公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程に基づく事務局マニュアル（案）

1.目的

本マニュアルは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程に基づき事務を行う各組織の事務局（下記参照）を対象とし、具体的な事務手続を解説するために作成したものです。

2.各組織の事務局

組織名	事務局
Ⓐ総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会 （以下「登録審査委員会」という。）	都道府県体育・スポーツ協会 （以下「都道府県体協」という。）
Ⓑ●●法人●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 （以下「都道府県協議会」という。）	都道府県体協
Ⓒ総合型地域スポーツクラブ全国協議会 （以下「全国協議会」という。）	日本スポーツ協会

3.事務手続の全体像

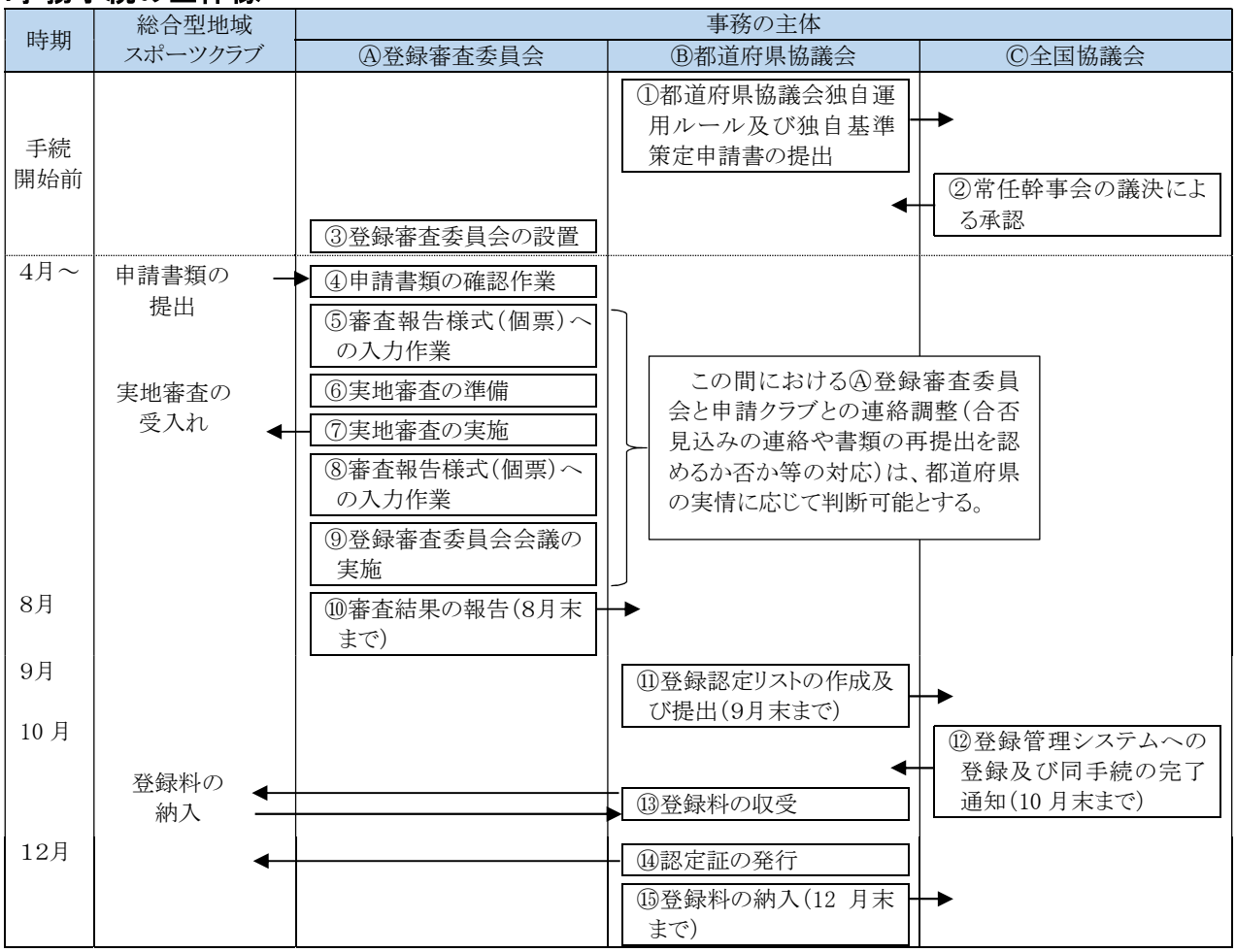

※①、②については、都道府県協議会独自運用ルール又は独自基準を策定する場合のみ
※⑥、⑦については、登録審査委員会の判断で省略することができる。

4.事務手続の内容

見方（解説）

①〇〇〇の提出（Ⓐ）

【全国協議会：〇〇規程〇〇条】

事務の主体
Ⓐ：登録審査委員会Ⓑ：都道府県協議会Ⓒ：全国協議会

事務の根拠規定

①都道府県協議会独自運用ルール及び独自基準策定申請書の作成・提出（Ⓑ）

※都道府県協議会独自運用ルール又は独自基準を策定する場合のみ

【全国協議会：登録基準細則第3条及び第4条】

都道府県協議会は、当該都道府県協議会独自運用ルール又は独自基準を定める場合、都道府県協議会独自運用ルール及び独自基準策定申請書を作成し、全国協議会に提出します。

②全国協議会常任幹事会の議決による承認（Ⓒ）

※都道府県協議会独自運用ルール又は独自基準を策定する場合のみ

【全国協議会：登録基準細則第3条及び第4条】

全国協議会常任幹事会は、都道府県協議会から提出された都道府県協議会独自運用ルール及び独自基準（案）が全国協議会登録規程に準拠していると認められる場合は、議決による承認をし、その旨都道府県協議会に通知します。

③登録審査委員会の設置（Ⓐ）

【全国協議会：登録審査細則第2条～第4条】

都道府県協議会は、登録審査を実施するため、登録審査委員会を設置します。

④申請書類の確認作業（Ⓐ）

【全国協議会：登録審査細則第7条、登録基準細則第2条～第4条】

登録審査委員会は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出された以下の書類について確認します。

■申請書類一覧

申請書類名	備考
申請書類①.登録基準確認用紙	
申請書類②.基礎情報書類（総合型クラブ概要等）	データ提出必須
申請書類③.規約・会則・定款等	新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類④.役員名簿	新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	データ提出必須
申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録	申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（仮）（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）	
申請書類⑩.その他都道府県協議会が定める提出物	

⑤審査報告様式（個票）への入力作業（Ⓐ）

登録審査委員会は、総合型クラブから提出された書類を確認した後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）1.書類審査の部分に必要事項を入力します。

⑥実地審査の準備（Ⓐ）

※登録審査委員会の判断で省略可能

【全国協議会：登録審査細則第7条】

登録審査委員会は、下記を参考に、総合型クラブ及び登録審査委員と実地審査の日程を調整します。

流れ	内容
↓	・申請書類①.登録基準確認用紙の連絡先情報に記載の総合型クラブ担当者に対し、実地審査対応可能日及び実地審査立会者を確認する。
↓	・実地審査対応可能日を基に、実地審査を行う登録審査委員を決定する。
↓	・総合型クラブに実地審査日を通知する。

⑦実地審査の実施（Ⓐ）

※登録審査委員会の判断で省略可能

【全国協議会：登録審査細則第7条、登録基準細則第2条～第4条】

登録審査委員会は、総合型クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実地審査を実施します。

なお、実地審査は、総合型クラブ側の負担及び登録審査委員会に係る実務の負担に鑑み、その所要時間を1クラブ当たり最大でも2時間程度と見込んでいます。このため、書類内容の全てを客観的に確認することは困難であることから、登録審査委員が書類内容について任意に質問し、その回答結果を踏まえ、書類内容の妥当性を確認することとします。

⑧審査報告様式（個票）への入力作業（Ⓐ）

登録審査委員会は、実地審査実施後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）2.実地審査の部分に必要事項を入力し、登録審査報告様式（個票）を仮確定します。

審査報告様式（個票）入力時の留意点

実地審査によって、登録審査報告様式（個票）の書類審査の結果が変わる場合は、当該項目の結果を修正してください。

例：書類審査において、登録審査報告様式（個票）の2.総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールの合致の可否の項目「定期的なスポーツ活動を 2 種目以上実施している。」が運用ルールに合致していることから「○」となっていたが、実地審査にて、定期的なスポーツ活動を1種目しか実施していないことが分かったため、上記結果を「×」とする。

⑨登録審査委員会会議の実施（Ⓐ）
【全国協議会：登録審査細則第6条】

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、登録審査委員会会議を実施します。当該会議では、仮確定した登録審査報告様式（個票）の内容の妥当性について確認し、最終的な判断として審査結果を確定します。なお、当該会議において審査結果が確定できなかった場合は、その後の対応を含めて委員長一任とするか、若しくは、当該会議を再度開催します。

⑩審査結果の報告（Ⓐ）
【全国協議会：登録審査細則第8条】

登録審査委員会は、審査結果を登録審査報告様式（集計表）に入力した上で、審査実施当該年度の８月末日までに都道府県協議会に提出します。

⑪登録認定リストの作成及び提出（Ⓑ）
【全国協議会：登録認定細則第2条、第3条】

都道府県協議会は、登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成します。
また、作成した登録認定リストを9月末日までに、全国協議会に提出します。

⑫登録管理システムへの登録及び同手続の完了通知（Ⓒ）
【全国協議会：登録認定細則第4条】

全国協議会は、都道府県協議会から提出を受けた登録認定リストを登録管理システムに登録します。また、同手続が完了した旨を10月末日までに都道府県協議会に通知します。

⑬登録料の収受（Ⓑ）
【全国協議会：登録認定細則第5条】

都道府県協議会は、全国協議会からの通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を受領します。

⑭認定証の発行（Ⓑ）
【全国協議会：登録認定細則第5条】

都道府県協議会は、当該登録料を納付したクラブに対して認定証を発行します。

⑮登録料の納入及び登録認定リストの提出（Ⓑ）
【全国協議会：登録認定細則第5条】

都道府県協議会は、認定証を発行したクラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付します。

令和２年２月５日

資料 No. 7

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度における登録料について

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）において、登録料を総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に納める理由及び登録料の設定金額（1 クラブ当たり年額 5,000 円）の理由は次のとおりです。

1．登録料を全国協議会に納める理由

登録・認証制度では、以下の2つの理由から、登録する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は登録料を全国協議会に納めることとしています。

（1）全国協議会の組織目的及び組織構成を踏まえた持続可能な運営体制の確立

【総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程　抜粋・加工】
第2条（基本理念及び目的）
　全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする**総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し**、（中略）地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）
　全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する**全国の総合型クラブを代表する組織体**とする。
2．（略）

（2）総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会における協議結果

令和元年度第2回全国協議会常任幹事会（令和元年9月 26 日開催）では、「全国協議会は、登録クラブが登録料を出し合うことにより構成する、いわゆるメンバーシップによる組織として確立することが理想である」との見解で共通理解がなされました。

2．登録料の設定金額を 1 クラブ当たり年額 5,000 円とした理由

現在、日本スポーツ協会は、総合型クラブの育成・支援に、年額約 6,100 万円（平成 30 年度）の負担金を計上しておりますが、登録・認証制度の創設後は、当該制度の運用に必要な新たな費用の発生が想定されます。今後、日本スポーツ協会が負担金を計上できなくなった場合は、全国協議会の運営を維持することが難しくなる恐れがあります。全国協議会が持続可能な組織として確立するために、将来的には全ての費用を登録料で賄う体制整備が理想です。

しかしながら、これまでの全国協議会常任幹事会及び総会での協議状況や、都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会への意見聴取結果等を踏まえると、現時点では 5,000 円を超える金額設定は極めて困難であると考えられることから、1クラブ当たり年額 5,000 円の登録料としています。

登録クラブに登録料を納めていただくことにより、全国協議会は全国の登録クラブが参集して構成する、いわゆるメンバーシップによる組織として確立する一歩にできればと考えております。

なお、仮に日本スポーツ協会の負担金（平成 30 年度）を現在の総合型クラブ育成数（3,599）で賄う場合、1クラブ当たり年額約 17,000 円となります。

参考1 平成 30 年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会関係収支決算

日本スポーツ協会における直近の収支決算状況は次のとおりです。

（収入）　（単位：千円）

科目	決算額
1．委託金、助成金（スポーツ庁、日本スポーツ振興センター等）	212,510
2．イベント参加料	2,723
3．日本スポーツ協会負担金	61,467
合計	276,700

仮にこの 61,467 千円を 3,599 クラブの登録料で賄う場合は、1 クラブ当たりの登録料は約 17,000 円となる

（支出）

事業名等	決算額
1．地域スポーツクラブ育成専門委員会等開催	925
2．総合型クラブ全国協議会総会、常任幹事会開催等	2,921
3．クラブアドバイザー配置	81,665
4．ブロック別クラブネットワークアクション 2018（全国協議会加入クラブ及び都道府県協議会が主な対象）	6,992
5．総合型クラブ育成・支援情報提供（全国協議会加入クラブ及び都道府県協議会を対象に含む）	1,472
6．総合型クラブ創設支援	7,113
7．総合型クラブ自立支援（全国協議会加入クラブ）	64,664
8．総合型クラブマネジャー設置支援（全国協議会加入クラブ）	49,922
9．総合型クラブ連携支援（都道府県協議会が主管となり実施）	3,008
10．スポーツ庁委託事業スポーツ活動支援事業	4,138
11．運営諸費	53,880
合計	276,700

参考2 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会における加入料等の徴収状況

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会における加入料等の徴収状況は以下のとおりです。
（出典：令和元年度都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会現状把握調査）

（加入料等徴収の有無）

加入料等徴収有り	41 道府県
加入料等徴収無し	6 都県（東京都、長野県、三重県、鳥取県、島根県、広島県）

9 割弱の道府県の協議会が加入料等を徴収

（加入料等設定金額）

金額（年間）	都道府県数
1,000 円	2
2,000 円	3
3,000 円	9
5,000 円	11
6,000 円	1
10,000 円	7
クラブ毎に会費設定が異なる	8

令和２年２月５日

資料 No.8

都道府県レベルで設置する中間支援組織の在り方（案）

1. 中間支援組織とは（文部科学省・スポーツ庁の施策より）

(1)第２期スポーツ基本計画（平成 29 年３月 24 日）第３章 １ (2)から抜粋

ア　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し，これに基づき，日体協及び各都道府県体育協会等は，関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する（平成 27 年度現在0→目標 47 都道府県）。

イ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC 及び地方公共団体等と連携し，広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。

ウ　イを踏まえ，国，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は，関係団体と連携し，都道府県レベルで中間支援組織※15を整備（平成 27 年度現在0→目標 47 都道府県）するとともに，研修会等の開催や先進事例の情報発信等により，PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成 27 年度現在 37.9%→目標 70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。

エ　国は，日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し，登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど，総合型クラブの認知度向上を図る。

オ　地方公共団体は，ウにより整備された中間支援組織について，例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど，中間支援組織の取組を支援し，総合型クラブの質的充実等を促進する。

カ　国は，JSC及び日体協と連携し，中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成 27 年度現在 18.4%→目標 25%程度）を推進する事業を支援することを通じて，総合型クラブの質的な充実を促進する。

キ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに，市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより，総合型クラブの自立的運営を促進する。

※15 中間支援組織とは，都道府県体育協会等が主体となり，都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。当該組織において，総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて，クラブアドバイザーを配置し，総合型クラブに指導・助言するとともに，弁護士や税理士，中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置することなどを想定している。

(2)スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（令和元年８月７日）1.（1)から抜粋

イ. 都道府県レベルで総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織の整備を進めるとともに、中間支援組織による登録・認証制度の運用を通じて、都道府県における総合型クラブの質的充実を図る。その際、地方自治体においてスポーツ部局以外の関連する部局との連携も含めた協力体制の構築を図る。

2. 中間支援組織の具体的取組（上記1. を踏まえて日本スポーツ協会が想定）

取組
① 総合型クラブ登録・認証制度の運用
② 総合型クラブ関係情報の分析
③ 相談窓口の開設
④ クラブ指導・助言訪問
⑤ クラブ運営スタッフ研修会の開催
⑥ 広報活動
⑦ クラブアドバイザーの配置

①は、「都道府県体育・スポーツ協会(県体協)」が担うこととして、日本スポーツ協会が整備する制度に規定される（予定）。

なお、②～⑦は規定等がなされないが、上記1. を踏まえると中間支援組織は①を通じて、②～⑦を行う組織であると言える。（つまり一括して県体協が担うことが望まれる）

ただし、これらの対応を令和３年度から開始することが難しい県体協においては、次のア又はイの対応を図ることとする。

ア.　②～⑦の一部又は全てが担えない県体協

➡当面の間は、当該県の各支援主体における役割分担で対応（別紙参照）

イ.　②～⑦はもとより①に関する業務自体、令和３年度から実施することが困難な県体協

➡例外措置(右ページ)で対応

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度における都道府県の運用体制の例外措置について（案）

1. 運用体制の原則

(1)総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）については、現在、日本スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）において制度に関する諸規程の策定に向けて取り組んでいる。

(2)当該諸規程では、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を都道府県体育・スポーツ協会の組織内組織とすることで、登録・認証制度の都道府県レベルにおける法人としての責任主体を都道府県体育・スポーツ協会としている。

(3)以上により、登録・認証制度の都道府県レベルの運用に関する業務は、都道府県体育・スポーツ協会が行うこととなる。

上記(3)による体制整備が、令和3年度からの登録・認証制度の運用開始に間に合わない場合は、以下の例外措置により対応することとしたい。

2. 運用体制の例外措置

○都道府県体育・スポーツ協会が行う登録・認証制度に関する業務又は業務の一部を、特定の団体に担当いただくことを可能とする。

○担当いただく方法は、都道府県体育・スポーツ協会と相手先の団体との間で合意書を締結することとする。

■図式

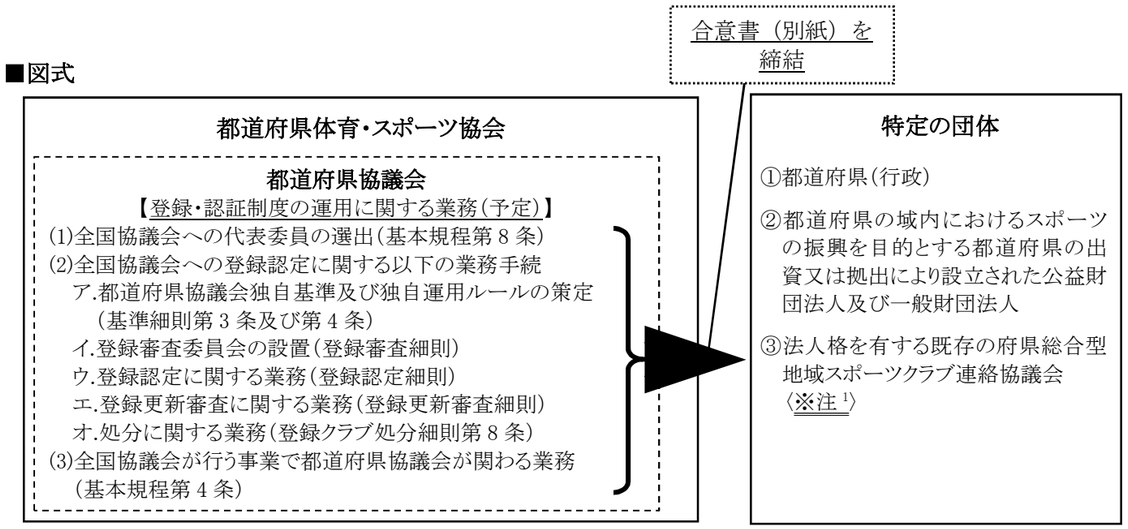

〈※注 1〉

都道府県協議会が法人格を有する 4 府県（福島県、埼玉県、神奈川県、大阪府）は、まずは関係団体の間で、登録・認証制度の諸規程に準じた体制整備が図れないか協議をいただき、どうしてもそれが困難である場合、以下の手続を踏まえた上で、合意書を締結する相手先（特定の団体）に、「③法人格を有する既存の府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を含めることを可能とする。

・都道府県体育・スポーツ協会内に、登録・認証制度に対応するための新たな都道府県協議会を設置する。

・新たに設置した都道府県協議会が登録・認証制度の運用主体になる。

（別紙）

中間支援組織の具体的取組の役割分担について

1．中間支援組織の具体的取組

（1） 日本スポーツ協会は、中間支援組織の具体的な取組を次のとおり想定している。

取組
①総合型クラブ登録・認証制度の運用 ②総合型クラブ関係情報の分析 ③相談窓口の開設 ④クラブ指導・助言訪問 ⑤クラブ運営スタッフ研修会の開催 ⑥広報活動 ⑦クラブアドバイザーの配置

（2）①は、「都道府県体育・スポーツ協会（県体協）」が担うこととして、日本スポーツ協会が整備する制度に規定される（予定）。

（3）②～⑦は規定等がなされないが、国の「第 2 期スポーツ基本計画」や「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」を踏まえると、中間支援組織は①を通じて、②～⑦を行う組織であると言える。（つまり一括して県体協が担うことが望まれる）

上記（3）における②～⑦の一部又は全てが担えない県体協においては、当面の間は、当該都道府県の各支援主体における役割分担で対応いただきたい。

2．各支援主体における役割分担

○①総合型クラブ登録・認証制度の運用は、都道府県体育・スポーツ協会が担う。

○②～⑦の取組の一部又は全てについては、当面の間は、当該都道府県内の各支援主体が担う。

■図式

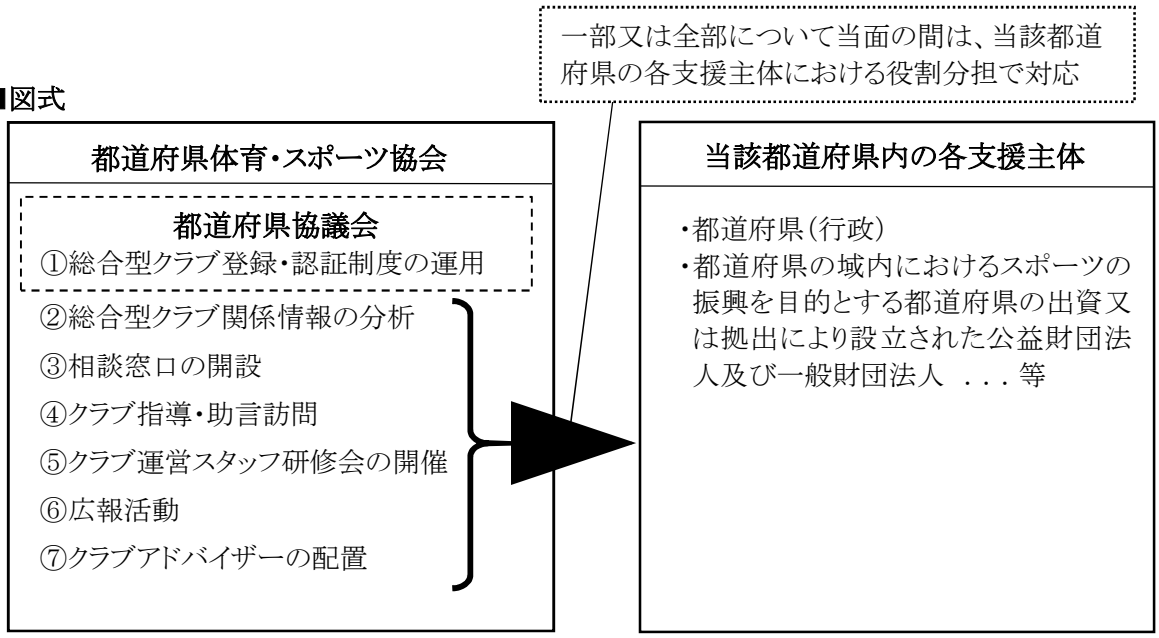

資料 No.9

合意書（案）

公益財団法人●●県体育協会（以下「甲」という。）と，公益財団法人●●県スポーツ事業団／一般社団法人●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／●●（都・道・府・県）（以下「乙」という。）とは，総合型地域スポーツクラブにおける登録･認証等の制度の運用に関して，以下のとおり合意した（以下「本合意」という。）。

〔本合意の目的〕

第１条

本合意は，甲が，公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会における登録･認証制度を運用していくにあたり、甲の組織内に設置した●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が行う業務について，甲と乙とが同制度の趣旨をふまえ，互いにパートナーシップを構築して連携・協力し，もって，総合型地域スポーツクラブの質的充実を図ることを目的とする。

〔業務の内容〕

第２条

１　本合意に基づき，乙が甲から委託を受ける業務（以下「本件業務」という。）は，次のとおりとする。

⑴ 別紙 1「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程」（以下「基本規程」という。）第１条に定める総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の役員である代表委員（基本規程第８条参照）として，１名を選定し，代表委員に就任する。

⑵　全国協議会への登録認定に関する以下の業務手続を行う。

ア．別紙 2「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則」第３条及び第４条に基づき，甲が必要と認める場合には，●●県の実情に応じた，総合型地域スポーツクラブの登録認定における基準を策定する。

イ．総合型地域スポーツクラブの登録審査にあたり，「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会」（以下「登録審査委員会」という。）を設置し，当該登録審査委員会の委員として，1名を選定し，同人をもって，登録審査委員会の委員としての職務を遂行させること。

ウ.「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録認定細則」に定める総合型地域スポーツクラブの登録認定にかかる業務。ただし，●●県において，総合型地域スポーツクラブの登録認定に関して独自の定めがある場合には，その定めにかかる業務も含むものとする。

エ.「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録更新審査細則」に定める総合型地域スポーツクラブの登録更新審査にかかる業務。ただし，●●県において，総合型地域スポーツクラブの登録更新審査に関して独自の定めがある場合には，その定めにかかる業務も含むものとする

オ.「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録クラブ処分細則」第8条に基づき，全国協議会処分審査会から都道府県の登録審査委員会に委任された登録クラブに対する処分に関する業務。

⑶ 基本規程第4条に定める全国協議会が行う事業で都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が関わる業務

⑷ 上記⑴～⑶に付随して必要な業務のうち甲が指定するもの

2　乙は，前項に定める本件業務のうち「都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が主体として定められている業務を遂行するに際しては，本合意の目的をよく理解して甲の意向に配慮するよう努めるものとする。なお，当該業務の遂行結果について甲から異議がある場合には，甲・乙協議を行った上で，乙は，かかる協議の結果をふまえて改めて当該業務を遂行するものとする。

〔甲・乙の遵守事項〕

第3条

1　甲及び乙は，本合意を締結するにあたり，互いに，別紙●「日本スポーツ協会加盟団体規程」第１１条2項及び第１７条に定める事項（ただし

「加盟団体」あるいは「加盟競技団体」とあるのを「乙」に読み替えるものとする。）を遵守しなければならない。

2　乙は，本合意を締結するにあたり，スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>に定める事項に適合するよう努めるとともに，甲の求めがある場合には，甲に対し適合状況について自己説明を行うものとする。

3　甲及び乙は，乙が本件業務の遂行するにあたり，甲，乙及び公益財団法人日本スポーツ協会その他関係諸機関と緊密に連絡をとり，第 1 条に定められた目的のもと，本合意書の各条項を誠実に遵守し，善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。

4　乙は，本件業務の遂行にあたり，本件業務に関して適用される法令，監督官庁の告示・通達及び甲の定める定款，規則，ガイドライン等を遵守しなければならない。

〔費用負担〕

第 4 条（※参考）

○本件業務を遂行するにあたり発生する費用は，原則として甲乙各自が負担するものとする。

○本件業務を遂行するにあたり発生する費用は，原則として甲が負担するものとする。

○本件業務を遂行するにあたり発生する費用は，原則として乙が負担するものとする。

〔再委託の禁止〕

第 5 条

乙は，甲の事前の書面による承諾なしに，本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

〔権利義務の譲渡禁止〕

第 6 条

乙は，本合意によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

〔秘密保持義務〕

第７条

1　乙は，本件業務を遂行するにあたり取得したあらゆる情報を秘密情報として厳にその秘密を保持し，本件業務遂行の目的のみに使用しなければならない。

2　乙は，甲の事前の書面による承諾がない限り，秘密情報を保持し，第三者に開示，提供してはならない

3　甲及び乙は，各当事者に所属する者が，個人で行っているブログやＳＮＳに，秘密情報を開示・掲載することのないよう情報管理及び本件業務従事者に対する指導監督を徹底しなければならない。

〔個人情報の取扱い〕

第８条

甲及び乙は，本件業務の遂行に際して知り得た個人情報については，厳重に管理し，正当な理由なく第三者に開示，提供，漏洩してはならない。

〔反社会的勢力の排除〕

第９条

1　甲及び乙は，相互に，以下の各事項を確約する。

① 本契約締結時において，自ら及び自らの代表者・役員または実質的に経営を支配する者が，暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ，この契約を締結するものでないこと。

③ 自らまたは第三者を利用して，本契約に関して相手方に対する脅迫的言辞・暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

2　甲及び乙は，相手方が本条に違反すると判明した場合，催告を要せずして本合意を解除することができる。

〔解除〕

第 10 条

1　甲は，次の各号の一に該当する事実が生じたときは，催告なしに本合意を解除することができる。

① 乙の責に帰すべき理由により，有効期間中に本件業務を継続できる見込みがないと合理的に認められるとき。

② 乙による本件業務の実施が著しく不誠実と認められ，または本合意の内容を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

③ 乙が，本合意に定める条項に違反し，相手方に対し催告したにもかかわらず直ちに当該違反が是正されないとき。

④ 乙が，破産手続開始，民事再生手続開始，特別清算手続開始の申立てを受け，または自ら申し立てたとき。

⑤ 乙が，第三者より差押え，仮差押え，仮処分もしくは競売の申立て，または公租公課の滞納処分を受けたとき。

⑥ その他，前各号に準じる事由が生じたとき

2　前項の場合，乙は，解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。

〔損害賠償〕

第 11 条

乙は，本件業務の遂行に関し，乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者が損害を被った場合，その損害について賠償する責任を負う。

〔中途解約〕

第 12 条

1　甲は，第 13 条に定める本合意の有効期間中であっても，乙に対して 1 ヶ月前までに書面で通知することにより，本合意を解約することができる。

〔有効期間〕

第 13 条

1　本合意の有効期間は，本合意締結日から●年間[●年●月●日まで]とする。

2　前項にかかわらず，第 7 条及び第 8 条は，本合意の有効期間終了後も

なお効力を有する。

〔合意管轄〕

第 14 条

本合意に関する一切の紛争については，●●地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

〔協議〕

第 15 条

甲及び乙は，本合意に定めのない事項及び本合意に関する疑義に関しては，誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本合意の成立の証として本書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自 1 通を保有する。

２０２０年　　月　　日

甲

乙